



WORLD ANTI-DOPING CODE
INTERNATIONAL STANDARD

世界アンチ・ドーピング規程

**検査及びドーピング調査に
関する国際基準**

TESTING AND INVESTIGATIONS

2021年1月1日発効



WORLD ANTI-DOPING CODE
INTERNATIONAL STANDARD

世界アンチ・ドーピング規程

検査及びドーピング調査に
関する国際基準

TESTING AND INVESTIGATIONS

2021年1月1日発効

検査及びドーピング調査に関する国際基準

世界アンチ・ドーピング規程の「検査及びドーピング調査に関する国際基準」は、世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環として策定された義務的な国際基準である。この国際基準は、署名当事者、公的機関、その他関連するステークホルダーと協議の上策定された。

「検査に関する国際基準」は、2003年に初めて採択され、2004年1月に発効した。その後、6回改定された。一回目の改定は2009年1月に発効し、二回目の改定は2011年1月に発効し、三回目の改定では「検査及びドーピング調査に関する国際基準 (ISTI)」に名称変更され2015年1月に発効し、四回目は2017年1月に発効し、五回目は2019年3月に、そして六回目は2020年3月に発効した。改定された本バージョンは2019年11月7日、カトヴィツェにて、WADA 常任理事会によりスポーツにおけるドーピングに関する世界会議において承認され、2021年1月1日において効力を有する。

発行：

World Anti-Doping Agency
Stock Exchange Tower
800 Place Victoria (Suite1700)
PO Box 120
Montreal, Quebec
Canada H4Z 1B7

URL:www.wada-ama.org

Tel: +1 514 904 9232
Fax: +1 514 904 8650
E-mail: code@wada-ama.org

目次

検査及びドーピング調査に関する国際基準	2
第1部：序論、世界規程条項、国際基準条項と定義	6
1.0 序論及び適用範囲	6
2.0 世界規程の条項	6
3.0 定義及び解釈	7
3.1 世界規程の定義語で、本「検査及びドーピング調査に関する国際基準」において使用されているもの	7
3.2 「分析機関に関する国際基準」固有の定義語	14
3.3 「結果管理に関する国際基準」に固有の定義語	15
3.4 「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」に固有の定義語	16
3.5 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に固有の定義語	16
3.6 解釈	19
第2部：検査に関する基準	21
4.0 効果的な検査のための計画	21
4.1 本条の目的	21
4.2 リスク評価	21
4.3 国際レベルの競技者及び国内レベルの競技者の定義	23
4.4 競技及び／又は種目間における優先順位付け	24
4.5 異なる競技者間での優先順位付け	25
4.6 異なる種類の検査及び検体における優先順位付け	28
4.7 検体分析、保持戦略及び更なる分析	29
4.8 居場所情報の収集	30
4.9 他のアンチ・ドーピング機関との連携	47
5.0 競技者への通告	48
5.1 本条の目的	48
5.2 概略	48
5.3 競技者に対する通告前における要件	49
5.4 競技者への通告における要件	51
6.0 検体採取セッションの準備	54
6.1 本条の目的	54
6.2 概略	54
6.3 検体採取セッション準備における要件	55
7.0 検体採取セッションの実施	59
7.1 本条の目的	59
7.2 概略	59
7.3 検体採取前における要件	59
7.4 検体採取における要件	60
8.0 安全性の確保／検査後の管理	63
8.1 本条の目的	63
8.2 概略	63
8.3 安全性の確保／検査後の管理における要件	63
9.0 検体及び文書の搬送	64

9.1	本条の目的	64
9.2	概略	64
9.3	検体及び文書の搬送及び保管における要件	64
10.0	検体の所有権	66
第3部	インテリジェンスの収集及びドーピング調査に関する基準	67
11.0	インテリジェンスの収集、評価、利用	67
11.1	目的	67
11.2	アンチ・ドーピングのインテリジェンスの収集	67
11.3	アンチ・ドーピングのインテリジェンスの評価・分析	68
11.4	インテリジェンスの結果	68
12.0	ドーピング調査	69
12.1	目的	69
12.2	アンチ・ドーピング規則違反の可能性の調査	70
12.3	ドーピング調査の結果	71
第4部	付属文書	73
付属文書 A	障がいを伴う競技者に対する変更	73
A.1	目的	73
A.2	適用範囲	73
A.3	責任	73
A.4	要件	73
付属文書 B	18歳未満の者である競技者に対する変更	75
B.1	目的	75
B.2	適用範囲	75
B.3	責任	75
B.4	要件	75
付属文書 C	尿検体の採取	77
C.1	目的	77
C.2	適用範囲	77
C.3	責任	77
C.4	要件	78
付属文書 D	血液検体の採取	81
D.1	目的	81
D.2	適用範囲	81
D.3	責任	81
D.4	要件	81
付属文書 E	尿検体 - 量不足	85
E.1	目的	85
E.2	適用範囲	85
E.3	責任	85
E.4	要件	85
付属文書 F	分析のための適切な比重における要件を満たしていない尿検体	87
F.1	目的	87
F.2	適用範囲	87
F.3	責任	87

F.4	要件	87
付属文書 G – 検体採取要員における要件		89
G.1	目的	89
G.2	適用範囲	89
G.3	責任	89
G.4	要件 – 資格及び訓練	89
G.5	要件 – 認定、再認定及び委任	91
付属文書 H – 競技大会検査		92
H.1	目的	92
H.2	範囲	92
H.3	責任	92
H.4	要件	92
付属文書 I – 血液アスリート・バイオロジカル・パスポートの検体の採取、保存及び搬送		95
I.1	目的	95
I.2	要件	95
I.3	検体採取手続	98
I.4	搬送条件	98

第 1 部：序論、世界規程条項、国際基準条項と定義

1.0 序論及び適用範囲

「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第一の目的は、競技会（時）及び競技会外の双方において、合理的かつ効果的な検査を計画することであり、かつ、競技者が検査について抽出されたことを通告された時点から、当該検体が分析のために分析機関に搬送される時点まで、採取された検体の完全性及び同一性を維持することである。そのために、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」（付属文書を含む。）は、検査配分計画（競技者の居場所情報の収集及び利用を含む。）、競技者への通告、検体採取の準備及び実施、検体及び文書の安全性の確保／検査後の管理、並びに分析のための分析機関への検体の搬送に関して義務的な基準を確立するものである。

「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第二の目的は、アンチ・ドーピング・インテリジェンスの効率的かつ効果的な収集、評価及び利用、並びに、アンチ・ドーピング規則違反の可能性に対する効率的かつ効果的なドーピング調査のための義務的な基準を確立することにある。

「検査及びドーピング調査に関する国際基準」は、世界アンチ・ドーピング・プログラムに基づきアンチ・ドーピング機関が自己の責務を果たすことを支援するための更なる詳細を提供するために WADA により作られたテクニカルドキュメントにより支持される。テクニカルドキュメントは義務的である。「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に従前含まれていた結果管理手続は、現在、「結果管理に関する国際基準」に反映されている。

世界規程に示された定義で、本「検査及びドーピング調査に関する国際基準」において用いられる用語は、イタリック体にて記すものとする。本国際基準又は他の国際基準に示されている追加定義の用語には下線を引くものとする。

2.0 世界規程の条項

世界規程における以下の条項は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に直接関係し、世界規程を参照することにより取得することができる。

- 第2条：アンチ・ドーピング規則違反
第5条：検査及びドーピング調査
第6条：検体の分析
第8条：結果管理：公正な聴聞を受ける権利及び聴聞会における決定の通知
第10条：個人に対する制裁措置
第12条：他のスポーツ関係団体に対する署名当事者の制裁措置
第13条：結果管理：不服申立て
第14条：守秘義務及び報告
第20条：署名当事者及びWADAの追加的な役割及び責務
第21条：競技者又はその他の人の追加的な役割及び責務
第23条：受諾及び実施

3.0 定義及び解釈

3.1 世界規程の定義語で、本「検査及びドーピング調査に関する国際基準」において使用されているもの

「ADAMS」とは、アンチ・ドーピング管理運営システムであり、データ保護に関する法とあいまって、関係者及びWADAのアンチ・ドーピング業務を支援するように設計された、データの入力、保存、共有、報告をするためのウェブ上のデータベースによる運営手段をいう。

「違反が疑われる分析報告」とは、「分析機関に関する国際基準」に適合するWADA認定分析機関又はWADA承認分析機関からの報告のうち、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在が検体において確認されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において確立されたものをいう。

「アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告」とは、適用のある国際基準において記載されているアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告として特定された報告をいう。

「アンチ・ドーピング機関」とは、ドーピング・コントロール手続の開始、実施又は執行に関する規則を採択する責任を負うWADA又は署名当事者をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の自己の競技大会において検査を実施する主要競技大会機関、国際競技連盟、国内アンチ・ドーピング機関が挙げられる。

「競技者」とは、国際レベル（定義については各国際競技連盟が定める。）又は国内レベル（定義については各国内アンチ・ドーピング機関が定める。）のスポーツにおいて競技するすべての人

をいう。アンチ・ドーピング機関は、国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のいずれでもない競技者につき、アンチ・ドーピング規則を適用することによりこれらの者を「競技者」の定義に含める裁量を有する。国際レベルの競技者又は国内レベルの競技者のいずれでもない競技者につき、アンチ・ドーピング機関は以下の事項を行う選択権を有する。限定した検査を行い若しくは検査を行わないこと、すべての禁止物質を対象として網羅的に分析するのではなく、その一部について検体分析を行うこと、限定的な居場所情報を要請し若しくは居場所情報を要請しないこと、又は、事前の TUE を要請しないこと。但し、アンチ・ドーピング機関が、国際レベル又は国内レベルに至らずに競技する競技者につき検査する権限を行使することを選択し、当該競技者が第 2.1 項、第 2.3 項又は第 2.5 項のアンチ・ドーピング規則違反を行った場合には、本規程に定める措置が適用されなければならない。第 2.8 項及び第 2.9 項並びにアンチ・ドーピング情報及び教育との関係では、本規程を受諾している署名当事者、政府その他のスポーツ団体の傘下において競技に参加する人は、競技者に該当する。

[競技者の解説：スポーツに参加する個人は 5 つの区分のうち一つに該当すると判断して差し支えない。1) 国際レベルの競技者、2) 国内レベルの競技者、3) 国際レベル又は国内レベルの競技者ではないが国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使することを選択した個人、4) レクリエーション競技者、及び、5) 国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関が権限を行使せず、又は権限を行使することを選択していない個人。すべての国際レベル又は国内レベルの競技者は本規程のアンチ・ドーピング規則の適用の対象となるが、国際レベル及び国内レベルの競技の厳密な定義は、国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関のアンチ・ドーピング規則が各々定める。

「アスリート・バイオロジカル・パスポート」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」及び「分析機関に関する国際基準」において記載される、データを収集及び照合するプログラム及び方法をいう。

「サポートスタッフ」とは、スポーツ競技会に参加し、又は、そのための準備を行う競技者と共に行動し、治療を行い、又は、支援を行うコーチ、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、オフィシャル、医療従事者、親又はその他の人をいう。

「企て」とは、アンチ・ドーピング規則違反に至ることが企図される行為の過程における実質的な段階を構成する行動に意図的に携わることをいう。但し、企てに関与していない第三者によって察知される前に人が当該企てを放棄した場合には、違反を行おうとした当該違反の企てのみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならない。

「非定型報告」とは、違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、「分析機関に関する国際基準」又はこれに関連するテクニカルドキュメントに規定された更なるドーピング調査を要求する旨の、WADA 認定分析機関又はその他の WADA 承認分析機関からの報告をいう。

「アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告」とは、該当する国際基準において、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告として記載される報告をいう。

「CAS」とは、スポーツ仲裁裁判所をいう。

「本規程」とは、世界アンチ・ドーピング規程をいう。

「競技会」とは、一つのレース、試合、ゲーム又は単独のスポーツでの競争をいう。具体例としては、バスケットボールの試合又はオリンピックの陸上競技 100メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に進められる競争及びその他のスポーツ競技のうち日々又はその他の中間的な基準で賞が授与されるものについては、適用される国際競技連盟の規則において競技会と競技大会との区別が定められる。

「アンチ・ドーピング規則違反の措置」（「措置」）とは、競技者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合に、次に掲げるもののうちの1又は2以上の措置が講じられることをいう。

- (a) 「失効」とは、特定の競技会又は競技大会における競技者の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。
- (b) 「資格停止」とは、一定期間にわたって、競技者又はその他の人に対して、アンチ・ドーピング規則違反を理由として、第 10.14.1 項の規定のとおり、競技会若しくはその他の活動への参加が禁止され、又は資金拠出が停止されることをいう。
- (c) 「暫定的資格停止」とは、第 8 条の規定に従って開催される聴聞会において終局的な判断が下されるまで、競技者又はその他の人による競技会への参加又は活動が暫定的に禁止されることをいう。
- (d) 「金銭的措置」とは、アンチ・ドーピング規則違反を理由として賦課される金銭的制裁措置又はアンチ・ドーピング規則違反に関連する費用回収をいう。
- (e) 「一般開示」とは、一般公衆又は第 14 条に基づき早期通知の権利を有する人以外の人に対する情報の拡散又は伝達をいう。チームスポーツにおけるチームもまた、第 11 条に定めるとおり措置に服する場合がある。

「判断限界」とは、「分析機関に関する国際基準」において定義されているとおり、検体における閾値物質のための結果の値であって、これを超えた場合に違反が疑われる分析報告がなされるものをいう。

「委託された第三者」とは、アンチ・ドーピング機関が、ドーピング・コントロール又はアンチ・ドーピング教育プログラムの一面を委託する人をいい、当該アンチ・ドーピング機関のために検体採取その他ドーピング・コントロール・サービス若しくはアンチ・ドーピング教育プログラムを行う第三者若しくは他のアンチ・ドーピング機関、又は、当該アンチ・ドーピング機関のためにドーピング・コントロール・サービスを行う独立請負人として務める個人（例えば、雇用されていないドーピング・コントロール・オフィサー又はシャベロン）を含むが、これらに限られない。この定義は、CAS を含まない。

「ドーピング・コントロール」とは、検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決及び措置の執行までのすべての段階及び過程（検査、ドーピング調査、居場所情報、TUE、検体の採取及び取扱い、分析機関における分析、結果管理並びに第 10.14 項（資格停止又は暫定的資格停止期間中の地位）の違反に関する調査又は手続を含むがこれらに限られない。）をいう。

「教育」とは、スポーツの精神を育成し保護する価値観を浸透させ、かかる行為を発展させ、また、意図的及び意図的ではないドーピングを予防するための、学習の過程をいう。

「競技大会」とは、単一の所轄組織の下で実施される一連の個別競技会のことをいう（例、オリンピック競技大会、国際競技連盟の世界選手権大会、パンアメリカン大会）。

「競技大会会場」とは、競技大会の所轄組織により指定された会場をいう。

「競技会（時）」とは、競技者が参加する予定の競技会の前日の午後 11 時 59 分に開始され、当該競技会及び競技会に関係する検体採取手続の終了までの期間をいう。但し、国際競技連盟が特定の競技のために異なる定義が必要であることの説得力ある正当化事由を提供した場合には、WADA は当該競技のために代替りの定義を承認することができる。WADA が当該承認を行った場合には、当該特定の競技について、すべての主要競技大会機関はかかる代替りの定義に従うものとする。

〔競技会（時）の解説：競技会（時）について普遍的に受諾された定義を有することは、すべての競技にわたり競技者間のより大きな調和をもたらし、競技会（時）検査の該当する時間枠に関する競技者間の混乱を除去し又は減少させ、競技大会中の競技会間における不注意による違反が疑われる分析報告を回避し、競技会外で禁止される物質からもたらされる潜在的な競技力向上の利益が競技会期間に持ち越されることを防ぐのに資するものである。〕

「インディペンデント・オブザーバー・プログラム」とは、オブザーバー及び／又は監査人のチームが、WADA のコンプライアンス監視プログラムの一環として、WADA の監督下で、特定の競技大会の前又はその最中にドーピング・コントロール手続を監視し、ドーピング・コントロール手続について助言を提供し、監視事項に関して報告を行うことをいう。

「資格停止」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「国際競技大会」とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関又はその他の国際的スポーツ団体が当該競技大会の所轄組織であるか、又は、当該競技大会に関してテクニカルオフィシャルを指名している競技大会又は競技会をいう。

「**国際レベルの競技者**」とは、「検査及びドーピング調査に関する**国際基準**」に適合し、各国際競技連盟の定義する、国際レベルにおいて競技する**競技者**をいう。

「**国際基準**」とは、本規程を支持する目的で WADA によって採択された基準をいう。
(他に採りうる基準、慣行又は手続とは対立するものとして) **国際基準**を遵守しているというためには、**国際基準**に定められた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。**国際基準**は、**国際基準**に基づき公表されたテクニカルドキュメントを含むものとする。

「**マーカー**」とは、化合物、化合物の集合体又は生物学的変数であって、**禁止物質**又は**禁止方法**の使用を示すものをいう。

「**18歳未満の者**」とは、18歳に達していない自然人をいう。

「**国内アンチ・ドーピング機関**」とは、国内において、アンチ・ドーピング規則の採択及び実施、検体採取の指示、検査結果の管理並びに**結果管理**の実施に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の**国内オリンピック委員会**又はその指定を受けた者が**国内アンチ・ドーピング機関**となる。

「**国内競技大会**」とは、**国際レベルの競技者**又は**国内レベルの競技者**が参加する**競技大会**又は**競技会**のうち**国際競技大会**に該当しないものをいう。

「**国内レベルの競技者**」とは、「検査及びドーピング調査に関する**国際基準**」に適合する、各国内アンチ・ドーピング機関が定義する、国内レベルで競技する**競技者**をいう。

「**国内オリンピック委員会**」とは、国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が**国内オリンピック委員会**のアンチ・ドーピングの分野における典型的な責任を負う国においては、**国内オリンピック委員会**は、当該国内競技連合を含むものとする。

「**競技会外**」とは、**競技会**（時）以外の期間をいう。

「**人**」とは、自然人又は組織その他の団体をいう。

「**禁止方法**」とは、**禁止表**に記載された方法をいう。

「**禁止物質**」とは、禁止表に記載された物質又は物質の分類をいう。

「**要保護者**」とは、アンチ・ドーピング規則違反の時点において、以下に該当する**競技者**又はその他の自然人をいう。(i)16歳に達していない者、(ii)18歳に達しておらず、登録検査対象者リストに含まれておらず、オープン・カテゴリーで**国際競技大会**において競技したことのない者、又は、(iii)年齢以外の理由で、該当する国の法律に従い行為能力が十分でないと判断された者。

〔要保護者の解説：本規程は、以下の理解に基づき、保護された人を特定の状況において他の競技者又はその他の人とは異なる扱いをしている。特定の年齢又は知的能力を下回る場合には、競技者又はその他の人は、本規程に含まれる行動禁止を理解し、評価する精神的能力を有しない可能性がある。これは、例えば、知的障がい理由として行為能力が十分でないことが確認されたパラリンピックの競技者を含む。「オープン・カテゴリー」という用語は、ジュニア又は年齢グループ区分に限定される競技会を除くことを意図している。〕

「**暫定的資格停止**」については、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「**レクリエーション競技者**」とは、該当する**国内アンチ・ドーピング機関**によりレクリエーション競技者として定義される自然人をいう。但し、当該用語は、アンチ・ドーピング規則違反を行う前の5年間の内に、「検査及びドーピング調査に関する**国際基準**」に適合して各**国際競技連盟**が定義する）**国際レベルの競技者**若しくは（「検査及びドーピング調査に関する**国際基準**」に適合して各**国内アンチ・ドーピング機関**が定義する）**国内レベルの競技者**であった人、オープン・カテゴリーで**国際競技大会**においていずれかの国を代表した人、又は、**国際競技連盟**若しくは**国内アンチ・ドーピング機関**により維持された登録検査対象者リスト若しくは他の居場所情報リストに含まれた人を含まないものとする。

〔レクリエーション競技者の解説：「オープン・カテゴリー」という用語は、ジュニア又は年齢グループ区分に限定される競技会を除くことを意図している。〕

「**登録検査対象者リスト**」とは、**国際競技連盟**又は**国内アンチ・ドーピング機関**の検査配分計画の一環として、重点的な**競技会**（時）検査及び**競技会外**の検査の対象となり、またそのため第5.5項及び「検査及びドーピング調査に関する**国際基準**」に従い居場所情報を提出することを義務づけられる、**国際競技連盟**が**国際レベルの競技者**として、また**国内アンチ・ドーピング機関**が**国内レベルの競技者**として各々定めた、最優先の**競技者群**のリストをいう。

「**結果管理**」とは、「**結果管理に関する国際基準**」の第5条に従った通知又は特定の事案（例えば、非定型報告、アスリート・バイオロジカル・パスポート、居場所情報関連義務違反）において「**結果管理に関する国際基準**」の第5条に明示的に規定される当該通知前手順から、責任追及過程を通じて第一審又は（不服申立てがあった場合には）不服申立て段階における聴聞手続の終了を含む案件の終局的な解決までの時間枠を包含する過程をいう。

「**検体**」又は「**標本**」とは、ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。

[**検体又は標本の解説**：一定の宗教的又は文化的集団においては、血液検体の採取は信条に反すると主張されることがあるが、当該主張には根拠がないものとされている。]

「**署名当事者**」とは、第23条に定めるとおり、本規程を受諾し、これを実施することに同意した団体をいう。

「**実質的な支援**」：第10.7.1項との関係において、**実質的な支援**を提供する人は、(1)自己が保有するアンチ・ドーピング規則違反その他第10.7.1.1項に記載された手続に関するすべての情報を署名入りの書面又は録音された面談により完全に開示し、(2)アンチ・ドーピング機関又は聴聞パネルからの要求がある場合には、例えば、聴聞会において証言をするなど、当該情報に関する事案又は案件のドーピング調査及び裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、開始された事案又は手続の重大な部分を構成するものでなければならない。仮に事案又は手続が開始されていない場合には、事案又は手続の開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。

「**不正干渉**」とは、ドーピング・コントロール手続を覆すが、別途禁止方法の定義に含まれない意図的な行為をいう。不正干渉は、一定の作為又は不作為を目的として贈賄又は収賄を行うこと、検体の採取を妨害すること、検体の分析に影響を与え又はこれを不可能にすること、アンチ・ドーピング機関又はTUE委員会若しくは聴聞パネルに提出される文書を偽造すること、証人から虚偽の証言をさせること、**結果管理**又は措置の賦課に影響を与えるためにアンチ・ドーピング機関又は他の聴聞機関に他の詐欺的行為を行うこと、及びドーピング・コントロールの側面に対する類似の意図的な妨害又は妨害の企てを含むが、これらに限られない。

[**不正干渉の解説**：例えば、本項は、検査中にドーピング・コントロール・フォームにおける識別番号を改変すること、B検体の分析時にBのボトルを破壊すること、異物を追加することにより検体を改変すること、又は、ドーピング・コントロール手続で証言若しくは情報を提供した

潜在的な証人若しくは証人を威嚇し、威嚇しようとする行為を禁止する。不正干渉とは、結果管理手続中に発生する不正行為も含む。第 10.9.3.3 項を参照すること。しかし、アンチ・ドーピング規則違反の責任追及に対する人の正当な防衛の一環として取られた行動は、不正干渉とはみなされないものとする。ドーピング・コントロール・オフィサー又はドーピング・コントロールに関わる他の人に対する攻撃的な行為であって、別途不正干渉を構成しない行為は、スポーツ団体の規律規則で取り扱われるものとする。]

「**特定対象検査**」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に定める基準に基づき、検査のために特定の競技者を抽出することをいう。

「**チームスポーツ**」とは、競技会中に、選手交代が認められるスポーツをいう。

「**テクニカルドキュメント**」とは、国際基準に規定されるとおりの特定のアンチ・ドーピングの主題についてのテクニカルな義務的要件を含む、WADA が採択し、随時公表する文書をいう。

「**検査**」とは、ドーピング・コントロール手続のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱い並びに分析機関への検体の搬送を含む部分をいう。

「**WADA**」とは、世界アンチ・ドーピング機構をいう。

3.2 「分析機関に関する国際基準」固有の定義語

「**Adaptive Model**」とは、競技者からの長期的結果の異常を特定するために設計された数理モデルをいう。このモデルは、競技者が通常の生理上の状態であると推定されるマーカー値の長期的プロファイルの確率を算定する。

「**分析検査**」とは、検体の取り扱い、分析及び結果の報告を含む、分析機関で行われるドーピング・コントロール手続の一部をいう。

「**アスリート・パスポート・マネジメント・ユニット (APMU)**」とは、パスポート保有機関に代わって ADAMS においてアスリート・バイオロジカル・パスポートの適時の管理について責任を負う人により構成されるユニットをいう。

「**確認分析手続 (CP)**」とは、一つ以上の特定の禁止物質、禁止物質の代謝物、又は検体における禁止物質若しくは禁止方法の使用のマーカーの存在を確認し、並びに／又は、該当する場合にはその濃度／比率／スコア、及び／若しくは、(外因性又は内因性の) 由来を立証する目的を有する分析検査手続をいう。

「分析機関」とは、禁止表上の禁止物質又は禁止方法の検出及び／又は同定のため、並びに、場合により、ドーピング・コントロール活動の文脈において尿検体その他生物が試料において閾値物質の測定のために証拠となるデータを提供する検査方法及び手続を適用する WADA 認定分析機関をいう。

「アスリート・バイオロジカル・パスポートのための WADA 認定分析機関」とは、アスリート・バイオロジカル・パスポート・プログラムの血液モジュールを支持し、かつアスリート・バイオロジカル・パスポートのための非認定分析機関の認定基準に従い、分析的手法及び手続を適用する、WADA により別途認定されていない分析機関をいう。

3.3 「結果管理に関する国際基準」に固有の定義語

「不遵守」とは、世界規程第 2.3 項及び／又は第 2.5 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を記述するために使用される用語をいう。

「提出義務違反」とは、競技者（又は競技者が提出義務の履行を委任した第三者）において、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 4.8 項及び「結果管理に関する国際基準」の付属文書 B に従い、居場所情報提出にて示された時間及び場所において検査するために競技者の居場所を特定できるように正確かつ完全な居場所情報提出を行い、又は、必要に応じてその居場所情報提出が引き続き正確かつ完全であることを確保するために当該居場所情報を更新する義務を履行しないことをいう。

「検査未了」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 4.8 項及び「結果管理に関する国際基準」の付属文書 B に従い、対象日に、居場所情報提出で指定された 60 分の時間枠にて特定された場所及び時間において行われる検査に、競技者が応じないことをいう。

「パスポート」とは、個人の競技者に固有のすべての関連データを照合したものをいう。マーカールの長期的なプロフィール、特定の競技者に固有の異なる因子、及びマーカールの評価に役立ち得る他の関連情報を含む。

「パスポート保有機関」とは、当該競技者のパスポートの結果管理、及び当該競技者のパスポートに結び付けられた関連情報を他のアンチ・ドーピング機関と共有することに責任を負うアンチ・ドーピング機関をいう。

「結果管理機関」とは、特定の事案において結果管理を行うことにつき責任を負うアンチ・ドーピング機関をいう。

「居場所情報関連義務違反」とは、提出義務違反又は検査未了をいう。

3.4 「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」に固有の定義語

「処理」（並びにその同族語である、「処理する」及び「処理される」）とは、個人情報を収集し、アクセスし、保持し、保管し、開示し、移転し、伝送し、修正し、削除し、又はその他の方法により利用することをいう。

3.5 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に固有の定義語

「ブラッド・コレクション・オフィサー（又はBCO）」とは、競技者から血液検体の採取を行うことにつき、検体採取機関により資格を与えられ、権限を与えられた役職員をいう。

「検体管理の連鎖」とは、検体の提出から検体が分析のために分析機関に受理されるまでの、検体管理に責任を有する個人又は機関による一連の手順をいう。

「シャペロン」とは、検体採取機関により適切に養成され、権限を与えられた役職員であって、次の一つ又はそれ以上の特定の職務（検体採取機関にて選択される）を遂行する役職員をいう。検体採取対象として抽出された競技者への通告、ドーピング・コントロール・ステーション到着までの競技者の付き添い及び監視、ドーピング・コントロール・ステーションに所在する競技者の付き添い及び／若しくは監視、並びに／又は、養成した結果、資格が具体的に与えられる場合においては検体提出の際の立会い及び確認。

「世界規程第 2.4 項の居場所情報関連義務」とは、第 4.8 項に定められた居場所情報関連義務であって、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関の登録検査対象者リストに含まれた競技者に適用されるものをいう。

「ドーピング・コントロール・コーディネーター」とは、アンチ・ドーピング機関、又はアンチ・ドーピング機関に代わってドーピング・コントロールの一面を調整する委託された第三者をいう。アンチ・ドーピング機関は、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」、治療使用特例、プライバシー及び個人情報の保護、並びに結果管理の要件の遵守について、世界規程に基づき、常に最終的に責任を負う。

「ドーピング・コントロール・オフィサー（又は DCO）」とは、検体採取機関により養成され、権限を与えられた役職員であって、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」にて DCO に付与された責任を遂行するものをいう。

「ドーピング・コントロール・ステーション」とは、第 6.3.2 項に基づき、検体採取セッションが実施される場所をいう。

「エキスパート」とは、アンチ・ドーピング機関及び／又はアスリート・パスポート・マネジメント・ユニットによって選ばれた、関連分野の知識を有するエキスパート及び／又はエキスパートパネルであって、パスポートの評価を提供する責任を負う者をいう。エキスパートは、アンチ・ドーピング機関の外部者でなければならない。

血液モジュールについて、エキスパートパネルは、血液ドーピングに適用されるところに従い、臨床及び分析機関の血液学（血液の病的状態の診断）、スポーツ医学、又は運動生理学の 1 つ以上の分野の資格を有する 3 名以上のエキスパートにより構成されるべきである。ステロイド・モジュールについて、エキスパートパネルは、分析機関におけるステロイドの分析、ステロイド・ドーピング及び代謝及び／又は内分泌学の分野の資格を有する 3 名以上の個人により構成されるべきである。両方のモジュールについても、エキスパートパネルは、すべての関連する分野が代表されるよう、相補う知識を有するエキスパートにより構成されるべきである。エキスパートパネルは、3 名以上の任命されたエキスパートのリスト、及び任命されたエキスパートのいずれか又はアンチ・ドーピング機関のアスリート・パスポート・マネジメント・ユニットの要請により必要とされるアドホックの追加的なエキスパートを含めることができる。

「競技会日程」とは、第 4.8.8.4 項に定義するとおりの意味を有する。

「事前通告無しの検査」とは、競技者に対して事前の警告なく行われ、競技者が通告された時から検体提出までの間継続して付き添いをされる検体採取をいう。

「無作為抽出」とは、特定対象検査以外の検査に関する競技者の抽出をいう。

「リスク評価」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第 4.2 項に従い、アンチ・ドーピング機関が行う競技又は競技種目におけるドーピングのリスクの評価をいう。

「検体採取機関」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の要件に従い検体の採取を行う責任を有する機関をいう。(1) 検査管轄機関そのもの、又は、(2) 検査管轄機関が自己の責任権限を付与し又は業務を委託した委託された第三者（但し、検体採取に関し、世界規程の下、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の要件に従う究極的な責任は、検査管轄機関が常に負

う。)の別を問わない。

「検体採取器具」とは、A又はBボトル、キット又は容器、採尿カップ、チューブその他検体採取セッション中及びその後に検体を採取し、保持し、保管する道具であって第6.3.4項の要件を満たすものをいう。

「検体採取要員」とは、検体採取セッションにおいて職務を遂行又は補助する権限を検体採取機関により与えられた役職員の総称をいう。

「検体採取セッション」とは、最初の接触があつてから、競技者が検体を提出した後ドーピング・コントロール・ステーションを退出するまでの、競技者に直接関わる一連の行動すべてをいう。

「分析のための適切な比重」とは、最低容量である90ミリリットル及び150ミリリットル未満の検体については、屈折計を用いて計測した場合には1.005若しくはそれ以上、又は、尿試験紙を用いて計測した場合には1.010若しくはそれ以上の比重値をいう。150ミリリットル以上の検体については、屈折計のみで1.003以上の特定の比重値をいう。

「分析のための適切な尿量」とは、最低90ミリリットルの尿量をいう（分析機関が、禁止物質又は禁止方法の全部について検体を分析する場合か、又はその一部についてのみ分析する場合かを問わない。）。

「不正開封が明確な」とは、一つ以上の開封履歴明示機構又は開封防止機構が検体採取器具に組み込まれ、又は（場合により）付属している場合であつて、それが破損され、紛失し、又は別途危険に晒された場合には、検体採取器具に対する不正干渉又は不正干渉の企てが発生したことの明白な証拠を提供しうるものをいう。

「チーム活動」とは、競技者が、チームの一員として集団で（例えば、トレーニング、移動、戦術トレーニングセッション）、又は、チームの指揮の下（例えば、チームドクターによる治療）、行うスポーツ活動をいう。

「競技特性分析のためのテクニカルドキュメント（TDSSA）」とは、アンチ・ドーピング機関が禁止物質及び／又は禁止方法のために競技及び競技種目に適用しなければならない分析の最低レベル（特定の競技及び競技種目で濫用される可能性が高いもの）を策定するテクニカルドキュメントをいう。

「検査」とは、一つの検体採取セッションにおける一人の競技者から採取された（そして、分析

された) 検体の組み合わせをいう。

「検査配分計画」とは、競技者に対して検査を計画するアンチ・ドーピング機関により、第4条の要件に従い作成された文書をいう。

「検査管轄機関」とは、自己が権限を有する競技者に対する検査を授権するアンチ・ドーピング機関をいう。当該アンチ・ドーピング機関は、アンチ・ドーピング機関の権限及び規則に従い検査を行うよう、委託された第三者に授権することもできる。当該授権は文書化されるものとする。検査を授権するアンチ・ドーピング機関は検査管轄機関であり続け、検査を行う委託された第三者が「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の要件を遵守してこれを行うことを確保することにつき最終的に責任を負う。

「試みの失敗に関する報告」とは、登録検査対象者リスト又は検査対象者リスト上の競技者から検体を採取する試みの失敗に関する詳細な報告であって、試みの日付、訪問場所、当該場所への正確な到着時刻及び当該場所での退出時刻、当該場所にて競技者を探すためにとられた手段（第三者との接触に関する詳細も含む）、及び、試みに関するその他の詳細を示したものをいう。

「居場所情報提出」とは、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の第4.8項に従い、次の四半期における競技者の居場所を示す情報であって、登録検査対象者リスト（又は、該当する場合には検査対象者リスト）における当該競技者により又は当該競技者のために提出された情報をいう。

3.6 解釈

3.6.1 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の正文は、英語及びフランス語で公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合、英語版が優先するものとする。

3.6.2 世界規程と同様に、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」は、比例性の原則、人権、その他の適用される法的原則を考慮して起草されている。本国際基準は、それらに照らして解釈され、適用されるものとする。

3.6.3 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の各条項に注釈として付された解説は、本国際基準を解釈するために用いられるものとする。

3.6.4 別段明示される場合を除き、条項への言及は、いずれもこの「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の条項に対する言及である。

3.6.5 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に使用されている「日」という用語は、別段明示される場合を除き、暦日をいうものとする。

3.6.6 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の付属文書は、国際基準のその他の部分と同様に義務的事項である。

第 2 部：検査に関する基準

4.0 効果的な検査のための計画

4.1 本条の目的

4.1.1 各アンチ・ドーピング機関は、競技者がドーピングを行うリスクに対して均衡的であり、かつ、それを検出して抑止するために効果的である、インテリジェンスを活用した検査を、自己が権限を有する競技者に対して、計画及び実行することを義務づけている。第 4 条の目的は、かかる要件を満たすリスク評価を開発し、検査配分計画を策定するために必要な手順を定めることである。世界規程の第 23.3 項は、署名当事者が、世界規程及び国際基準を遵守するすべての領域において検査プログラムを実施するために十分なリソースを用いることを義務づけている。

4.1.2 アンチ・ドーピング機関は、サポートスタッフ及びその他の利害関係を有する人が、競技者の検査配分の計画、又は検査対象となる競技者の抽出過程に関与しないようにするものとする。

4.1.3 アンチ・ドーピング機関は、自己のリスク評価及び検査配分計画を文書化するものとし、要請された場合に当該リスク評価及び検査配分計画を WADA に提供するものとする。アンチ・ドーピング機関は、関連するリスクについて適切な評価を行い、当該評価の結果に基づき適切な検査配分計画を開発し及び／又は実施したことを WADA の満足のゆくように示すことができないなければならない。

4.1.4 アンチ・ドーピング機関は、変化する状況に照らし、当該年／サイクル中に自己のリスク評価及び検査配分計画を監視し、評価し、更新し、また、検査配分計画を実施するものとする。

4.2 リスク評価

4.2.1 検査配分計画は、誠実にリスク評価を行うことから始めなければならない。かかる評価では、(最低限)以下の情報を考慮に入れるものとする。

- a) 関連する競技 (及び／又は競技における種目)における身体的な要求並びにその他の要求 (特に、当該競技 (及び／又は競技における種目)における生理的な要求)；
- b) 競技者が、関連する競技／競技種目において競技力を向上させる可能性が最も高い

と考える禁止物質及び／又は禁止方法は何か；

- c) 異なるレベルにおける競技／種目において、また当該競技／種目に参加する国にとって、享受されうる報酬及び／又はドーピングへと誘引する可能性のある動機；
- d) 競技／競技種目、国及び／又は競技大会におけるドーピング違反歴；

[第 4.2.1 項 (d) の解説：競技会（時）検査及び競技会外の検査の両方が実施されている競技において、完全に効果的な検査がない限り、かかる競技におけるドーピングのリスク評価については、違反が疑われる分析報告が全く無かった、又は、殆ど無かったというドーピング違反歴は、意味をなさない。]

- e) ドーピングの傾向に関する入手可能な統計及び研究（例えば、WADA が刊行したアンチ・ドーピング検査数値及びアンチ・ドーピング規則違反報告、ピアレビューのある学術論文など）；
- f) 第 11 条に従い、競技において生じうるドーピングの実態に関して受領された情報又は構築されたインテリジェンス（例えば、分析機関及び APMU の助言、検体採取要員の報告、競技者の証言、刑事捜査における情報、及び／又は、WADA の「情報収集及びインテリジェンス共有のガイドライン」に沿って構築されるその他の受領された情報／インテリジェンス）；
- g) 過去の検査戦略を含む、従前の検査配分計画サイクルによる結果；
- h) 競技者が、競技者の自身の競技／種目における競技人生において、禁止物質及び／又は禁止方法から利益を受ける可能性が最も高い時期はいつか；並びに、
- i) 当該競技／種目のシーズンの体系（標準的な競技会スケジュール及びトレーニングパターン等）からすると、1 年／サイクルを通して、競技者が禁止物質及び／又は禁止方法から利益を受ける可能性が最も高い時期はいつか。

4.2.2 検査配分計画を策定するにあたり、アンチ・ドーピング機関は、重複して検査権限を有する他のアンチ・ドーピング機関が行う、対象の競技又は種目のリスク評価を真摯に考慮に入れなければならない。しかし、国際競技連盟は、国内アンチ・ドーピング機関が特定のスポーツ又は種目に関して行ったドーピングのリスク評価には拘束されない。また、国内アンチ・ドーピング機関は、国際競技連盟が特定の競技又は種目に関して行ったドーピングのリスク評価には拘束されない。

4.2.3 検査配分を計画することは、常に発展的なものであり、固定的なものではない。アンチ・ドーピング機関は、年／サイクル中に定期的に検査配分計画を検証し、アンチ・ドーピング機関にて新たに収集した情報及び構築したインテリジェンスを必要に応じて反映し、他のアンチ・ドーピング機関が行った検査を考慮に入れるものとする。

4.2.4 アンチ・ドーピング機関は、自己の検査配分計画を策定するにあたり、TDSSAの要件を組み込むものとする。

4.3 国際レベルの競技者及び国内レベルの競技者の定義

4.3.1 世界規程第5.2項では、各アンチ・ドーピング機関に、スポーツに係わる潜在的に非常に広い範囲の人々に対して検査を実施する権限を付与している。しかしながら、世界規程では、アンチ・ドーピング機関の資源が限定されていることを踏まえ、「競技者」の定義として、国内アンチ・ドーピング機関が国内のアンチ・ドーピング・プログラム（特に検査）を適用するスポーツを行う人の数を限定し、国内で最も高いレベルで競技をする人（すなわち、国内アンチ・ドーピング機関が定義した国内レベルの競技者）に適用されるようにしている。また、国際競技連盟が、そのアンチ・ドーピング・プログラム（特に検査）の対象者を、国際レベルで定期的に競技する人（すなわち、国際競技連盟が定義した国際レベルの競技者）に限定することも許されている。

[第4.3.1項の解説：国際競技連盟は、自己の権限下にある競技者については、国際レベルの競技者でなくても、もし、当該競技者が国際競技大会に出場する場合など、適切であると考えられる場合には、当該競技者を検査することができる。さらに、世界規程にて「競技者」として定義で定めるとおり、国内アンチ・ドーピング機関は、アンチ・ドーピング・プログラム（検査を含む。）を国内レベルより下位のレベルで競技するスポーツを行う人々にも適用することを決めることができる。しかし、国際競技連盟の検査配分計画の主たる対象は、国際レベルの競技者であるべきであり、また、国内アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の主たる対象は、国内レベルの競技者及びそれより上位のレベルの人であるべきである。]

4.3.2 したがって、第4.2項におけるリスク評価及び検査配分計画が完了した時点で、次に行われるべきことは、アンチ・ドーピング機関による検査の対象となる、(国際競技連盟であれば) 国際レベルの競技者を適切に定義し、また、(国内アンチ・ドーピング機関であれば) 国内レベルの競技者を適切に定義することである。

- a) 国際競技連盟は、競技者を国際レベルの競技者に分類する際に利用する基準（例えば、ランキング、特定の国際競技大会への参加の有無等）を自由に決定することが

できる。国際競技連盟は、国際レベルにおけるスポーツのインテグリティを守る責任（一般市民に対して競技のあるべき姿を示すこと）を果たすため、最低限（かつ関連する競技／競技種目に関連して行われたリスク評価に従い）、国際レベルで定期的に競技するすべての人及び／又は世界記録が記録されるレベルで競技するすべての人を含む定義を確定させ、かかる決定を真摯に行わなければならない。

[第 4.3.2 項 (a) の解説：世界規程は、すべての人にとって、分類の境界線が明確となり、特定の競技者がどのように分類されるかについて明確にわかるよう、各国際競技連盟が国際レベルの競技者を分類する基準を、明確かつ簡潔な形で公表することを求めている。例えば、かかる基準が、ある特定の国際競技大会で競技する場合をも含む場合には、国際競技連盟はかかる国際競技大会のリストを公表するものとする。]

- b) 同時に、国内アンチ・ドーピング機関は、国内レベルの競技者として競技者を分類する際に利用する基準を自由に決定することができる。但し、国内アンチ・ドーピング機関は、国内レベルにおけるスポーツのインテグリティを守る責任（様々な競技における自国への誇りの源となり、国際競技大会又は国際競技会にて国の代表となることを含め、国際競技会への足がかりになること）を果たすため、かかる決定を真摯に行わなければならない。

結果として、定義には、最低限（かつ関連する競技／競技種目に関連して行われたリスク評価に従い）、対象の競技における国内競技会の最高レベルにおいて（すなわち、対象のカテゴリ／種目において誰がその国で最上位の競技者なのか、及び／若しくは、国際競技大会又は国際競技会において誰を国の代表として選出するかについて決定し、又は検討する国内選手権大会若しくはその他の競技大会において）競技するすべての人を含むべきである。また、その定義には、国際競技連盟によって国際レベルの競技者としては分類されないものの、（国内レベルでというよりむしろ）国際レベル及び／又は国際競技大会若しくは国際競技会において通常又はしばしば出場するその国の国民も含むものとする。

4.4 競技及び／又は種目間における優先順位付け

4.4.1 次に、アンチ・ドーピング機関は、検査に係る資源の割り当てを、特定の競技、種目又は（適用される場合）国について特に優先して行うべき事情があるかどうか検討するものとする。

これは、ドーピングに関する相対的なリスクを評価したことを意味する。

- a) 国際競技連盟の場合、競技大会のカレンダーに基づき、競技における異なる種目間及び国家間における検査を割り当てること。
- b) 国内アンチ・ドーピング機関の場合、異なる競技間で検査を割り当てること、及び、特定の競技を他の競技よりも優先的に扱うことにつながる国内のアンチ・ドーピングに関わる政策上の重要課題。

[第 4.4.1 項 (b) の解説：国内アンチ・ドーピング機関は、各種の国内の政策上の要請及び優先順位を有する。例えば、ある国内アンチ・ドーピング機関は、すべての又は一部のオリンピック競技を優先させる正当な理由を有する一方で、他のアンチ・ドーピング機関は、その国のスポーツ文化の特徴により、(例えば) ある「国技」をより優先することもある。これら政策上の重要課題は、その国の管轄下で行われる様々な競技における相対的なドーピングに関するリスクを評価することと並び、国内アンチ・ドーピング機関において検査の配分を計画する際の考慮事項である。この重要課題により、国内アンチ・ドーピング機関が特定の期間の検査配分計画を決定する際、例えば以下のことが生じ得る。

- (1) 自己の管轄下のある特定の競技の検査を実施し、他の競技には実施しないこと、及び、
- (2) その競技において、ドーピングのリスクが大きいからではなく、その競技のインテグリティを確保することが国家的な関心としてより大きいため、ある特定の競技を優先させること。]

- c) 主要競技大会機関の場合、その競技大会に関連する異なる競技及び／又は種目間で検査を割り当てること。
- d) 検査配分計画における検査実施に関するその他の考慮事項として、対象となる競技及び／又は種目及び／又は国において関連するレベルでの競技者の数がある。2つの違う競技、種目又は国家間で同等にドーピングのリスクが評価される場合、競技者がより多い競技、種目又は国に対し、より多くの資源が割り当てられるべきである。

4.5 異なる競技者間での優先順位付け

4.5.1 ひとたび国際レベルの競技者及び国内レベルの競技者が定義され（第 4.3 項参照）、そして競技、種目、国家の優先順位が確定（第 4.4 項参照）された上で、インテリジェンスを活用した検査配分計画は、包括的な競技者群の中でも最も必要とされる検査に対して検査の資源を割り当て、特定対象検査を活用する。したがって、特定対象検査が優先されるものとする。すなわ

ち、アンチ・ドーピング機関の検査配分計画の一環として行われる検査の大半は、その包括的な競技者群の中でも、競技者への特定対象検査として行われるものとする。

[第 4.5.1 項の解説：無作為検査又は加重無作為の検査をしても、適切な競技者全員が十分に検査されることが確保されるわけではないことから、特定対象検査が優先される。世界規程では、特定対象検査につき、合理的な疑いの基準も相当な理由の原則 (probable cause requirement) も適用しない。しかし、特定対象検査は、正当なドーピング・コントロール以外の目的のために利用してはならない。]

4.5.2 アンチ・ドーピング機関は、以下のカテゴリーの競技者に対して特定対象検査を行うことを検討するものとする。

- a) 国際競技連盟については、ランキング又はその他の適切な基準に基づき、国際競技会の最高レベルにおいて定期的に競技する（特に優先的な種目又は国家からの）競技者（例えば、オリンピック、パラリンピック又は世界選手権大会におけるメダル候補者）。
- b) 国内アンチ・ドーピング機関については、優先される競技からの以下の競技者。
 - (i) 主要な競技大会（例えば、オリンピック、パラリンピック、世界選手権又は他の総合競技大会）又は国家にとっての優先順位の高いその他の競技からのナショナルチームのメンバーである（若しくはかかるチームに選出されうる）競技者；
 - (ii) 個人でトレーニングをしているが、主要な競技大会（例えば、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権又は他の総合競技大会）で競技する競技者で、かかる競技大会に選出されうる競技者；
 - (iii) 公的資金を受けている競技者；
 - (iv) 海外で居住し、訓練し、又は競技する高いレベルの競技者；
 - (v) 他国の国籍であるが、（居住、トレーニング又は競技をしているか、その他の理由で）国内アンチ・ドーピング機関の国に所在している高いレベルで競技する競技者；並びに
 - (vi) 国際競技連盟との連携において、国際レベルの競技者。

- c) 検査権限を有するすべてのアンチ・ドーピング機関については、以下の競技者。
 - (i) 資格停止中又は暫定的資格停止中の競技者；及び
 - (ii) その競技を引退するまでは優先順位の高い検査対象者であって、引退後にその競技への現役復帰を望んでいる競技者。

[第4.5.2項の解説：国際競技連盟、国内アンチ・ドーピング機関及び他のアンチ・ドーピング機関の間の連携は、第4.9項に従い発生するものとする。]

4.5.3 どの競技者が特定対象検査の対象者となるかを決定するにあたり考慮すべき関連するその他の個別の要素も、アンチ・ドーピング機関によって考慮されるものとする。関連する要素には、以下を含む場合がある（がこれらに限定されない）。

- a) 過去のアンチ・ドーピング規則違反又は検査履歴（異常な生体パラメーター（APMUの助言した、血液パラメーター、ステロイド・プロファイル等）を含む）；
- b) 競技成績履歴、成績パターン、及び／又は、相応の検査記録が無く優秀な競技成績が維持されている場合；
- c) 居場所情報関連義務を繰り返し遵守しなかった場合；
- d) 居場所情報提出に関する疑わしいパターン（例えば、居場所情報提出の更新を期限間際に行うこと）；
- e) 遠隔地への移動若しくは遠隔地でのトレーニング；
- f) 予定された競技会への出場取りやめ若しくは欠場；
- g) ドーピングに関与した履歴のある第三者（チームメイト、コーチ若しくは医師としてなど）との関わり；
- h) 怪我；
- i) 年齢又はキャリアステージ（例えば、ジュニアレベルからシニアレベルへの移行、契約期間が終わる時期、若しくは引退間際）；
- j) パフォーマンスが向上することによる経済的なインセンティブ（賞金又はスポンサーシップ獲得の機会を得られる等）；並びに／又は
- k) 第11条に従い、第三者から提供される信頼できる情報又はアンチ・ドーピング機

関が構築したインテリジェンス若しくは共有されたインテリジェンス。

4.5.4 特定対象検査ではない検査については、無作為抽出にて決定されるものとし、「効果的検査プログラム実施のためのガイドライン」における選択オプションに従って行われるべきである。無作為抽出は、当該選択のために文書化されたシステムを使って行われる。無作為抽出については、(抽出の機会を増加若しくは減少させる目的で、予め決められた基準によって競技者が順位付けられている場合)加重無作為とすることもでき、又は(予め決められた基準を考慮することなく、競技者名が記載されたリスト若しくは名簿から競技者が無作為に選ばれる場合)完全に無作為とすることができる。加重された無作為抽出については、優先付けられ、「ドーピングのリスクに直面する可能性のある」競技者がより高い確率で抽出されることを確保できるように、(適用される場合には)第4.5.3項に列挙された事項を考慮に入れることができる、定められた基準に従って行われるものとする。

[第4.5.4項の解説：無作為抽出による検査は、特定対象検査のみならず、重要な抑止的な効果を果たし、競技大会のインテグリティを守ることに資する。]

4.5.5 なお、疑義を避けるために付言するに、検査対象の競技者、特に特定対象検査の検査対象競技者を抽出するための基準如何にかかわらず、また、(i)競技者が午前5時から60分間の時間枠を設ける場合、又は(ii)夜間(すなわち、午後11時から午前6時まで)に検査を行う正当な根拠がある場合を除き、検査は原則として午前6時から午後11時までの間に行われるべきという事実にもかかわらず、原理原則としては(世界規程第5.2項に定められるとおり)、競技者は検査を行う権限のあるアンチ・ドーピング機関からいつでもどこでも検体の提出を要求される場合があるのであって、これは、検査のための競技者の抽出がかかる基準に沿って行われたか否かにかかわらず、したがって、競技者は、検査がアンチ・ドーピング機関の検査配分計画に従っていないこと及び/若しくは午前6時から午後11時までの間に行われなかったこと、及び/又は、関連する抽出基準を満たしていないこと若しくは検査対象として抽出されるべきでなかったということを理由に、検体の提出を拒否することはできない。

4.6 異なる種類の検査及び検体における優先順位付け

4.6.1 第4.2項から第4.5項までに定めたリスク評価及び優先順位付けプロセスを踏まえ、アンチ・ドーピング機関は、関係する競技、種目及び/又は国において、合理的に及び効果的にドーピング行為を検出し、抑止するために、以下の種類の検査がどの程度必要になるかを決めなければならない。

a) 競技会（時）検査及び競技会外の検査：

- (i) 競技会外の検査の期間にドーピングのリスクが高いと評価される競技及び／又は種目では、競技会外の検査が優先され、対応可能な検査の大半は、競技会外の検査として行われるものとする。但し、競技会（時）検査についても、一定程度は行われるものとする。
- (ii) 競技会外の検査の期間にドーピングのリスクが低いと評価される競技及び／又は種目では（すなわち、競技会外でドーピングをしても競技力を向上させたり、その他不当に競技力への優位性を得られたりしにくいであろうということが明確に証明されうる場合）、競技会（時）検査が優先して行われ、対応可能な検査の大半は競技会（時）として行われるものとする。但し、競技会外の検査は一定程度行われ、それは対象の競技又は種目における競技会外のドーピングのリスクに比例して行われるものとする。極めて例外的な場合、すなわち、競技会外期間にはドーピングが行われる深刻なリスクがないと真摯に認められる数少ない競技及び／又は種目の場合には、競技会外の検査が行われないこともある。これらの状況では、国際競技連盟は、WADA の発表したプロトコルに従い、競技会外の検査からの免除を求めて WADA に対して申請するものとする。

b) 尿検査：

c) 血液検査；並びに

d) 長期的なプロファイリング（すなわち、アスリート・バイオロジカル・パスポート・プログラム）に関する検査。

4.7 検体分析、保持戦略及び更なる分析

4.7.1 アンチ・ドーピング機関は、検体が競技会（時）又は競技会外で採取されたかに基づく、標準的な分析項目について、検体を分析するよう、分析機関に求めるものとする。また、アンチ・ドーピング機関は、競技／種目／国のリスク又は当該アンチ・ドーピング機関が受領しうるインテリジェンスに基づき、TDSSA 内に含まれるもの（又は要求されるレベル）を超えて、禁止物質又は禁止方法に関するより広範な検体分析を行うことを検討することもできる。

4.7.2 アンチ・ドーピング機関は、TDSSA に概要が記述される、禁止物質又は禁止方法の最低レベルの分析を実施するに際して柔軟な運用を WADA に申請することができる。

4.7.3 アンチ・ドーピング機関は、世界規程第 6.5 項及び第 6.6 項に従い、後日検体を再度分析できるように、検体の保持及び、かかる検体採取に関する文書化について、その戦略を書面で展開するものとする。かかる戦略は、「分析機関に関する国際基準」及び「プライバシー及び個人情報保護に関する国際基準」の要件に適合したものでなければならず、また、かかる戦略では、世界規程第 6.2 項に定めた検体分析の目的を考慮に入れることに加え、以下の要素（これに限定されないが）も考慮に入れなければならない。

- a) 分析機関及び APMU からの助言、
- b) アスリート・バイオリジカル・パスポート・プログラムに関連する遡及的な分析の必要性、
- c) 競技者、競技及び／又は種目に関して将来に導入される新しい検出方法、
- d) 競技者から採取した検体で、第 4.5 項に定めた基準の全部又は一部に適合するもの、
- e) アンチ・ドーピング機関の裁量により、検体の長期保管又は更なる分析を正当化する、アンチ・ドーピング機関に利用可能なものとされた他のあらゆる情報。

4.8 居場所情報の収集

4.8.1 居場所情報は、それ自体が目的ではなく、むしろ、事前通告無しの検査を効率的かつ効果的に行うという目的のための手段に過ぎない。したがって、アンチ・ドーピング機関が特定の競技者に対して検査（競技会外の検査を含む。）を行うべきと考えた場合、かかる検査を効果的にかつ事前通告無しに行うためには、かかる競技者に関する居場所情報をどの程度必要とするかについて、検討するものとする。アンチ・ドーピング機関は、検査配分計画に定めた検査が効果的かつ効率的に行われるために必要なすべての居場所情報を収集しなければならない。加えて、要求される居場所情報の量は、居場所情報提出競技者リスト及びアンチ・ドーピング機関が競技者を検査することを意図する時の数に比例するものとする。

4.8.2 世界規程第 5.5 項及び 14.5 項に従い、アンチ・ドーピング機関は居場所情報を収集することができ、かつ、効果的なドーピング・コントロールを行うために ADAMS を使用するものとする。その結果、当該情報は ADAMS を通して、WADA 及び重複する検査権限を有する他の関連するアンチ・ドーピング機関に利用可能なものとなるものとする。当該情報は、

- a) 常時、厳格に秘密として保持され、
- b) ドーピング・コントロールを計画、調整、実施するために使用され、
- c) アスリート・バイオロジカル・パスポート若しくはその他の分析結果に関連し、
- d) 潜在的なアンチ・ドーピング規則違反に関するアンチ・ドーピング調査を補助し、及び／又は、
- e) アンチ・ドーピング規則違反が生じたと主張される場合の手続を補助するものとする。

4.8.3 アンチ・ドーピング機関が、(第 4.2 項に従い) 自己のリスク評価及び(第 4.3 項から第 4.7 項における)優先順位付け手順に引き続き、特定の競技者について競技会外の検査を行う必要があると判断した場合には、当該アンチ・ドーピング機関は、その後、事前通告無しの検査を効果的に行うために当該競技者についてどれだけの居場所情報が必要であるか、検討するものとする。

4.8.4 国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関は、自己が検査配分計画で競技者に割り当てられた量の検査を行うために必要な居場所情報の量により、登録検査対象者リスト、検査対象者リスト及びその他のリストと呼ばれる、異なる居場所情報提出競技者リストに競技者を配置する、「ピラミッド」又は「階層型アプローチ」を採用することを検討すべきである。

4.8.5 国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関は、第 4.8.6.1 項及び第 4.8.10.1 項において要請されるとおり、自己が競技者をその居場所情報提出競技者リストに割り当てる上でドーピング・リスクに基づく適切な方法論を取り、自己の検査配分計画において十分な競技会外の検査を割り当てたことを、WADA に示すことができるようにするものとする。

4.8.6 登録検査対象者リスト

4.8.6.1 最上位の階層は登録検査対象者リストであり、(これは、)最も多くの検査の対象となり、そのため第 4.8.6.2 項に従い居場所情報を提供する必要のある競技者を含む。登録検査対象者リストに含まれる競技者は、世界規程第 2.4 項の居場所情報関連義務の対象となる。国際競技連盟

又は国内アンチ・ドーピング機関は、競技者を登録検査対象者リストに含めるための以下の基準を考慮に入れるものとする。

- a) 第 4.5.2 項及び第 4.5.3 項に列挙される基準を充足する競技者；
- b) 国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関が競技会外で（独立に又は当該競技者に対し検査権限を有する他のアンチ・ドーピング機関と合意して連携した上で）年間少なくとも 3 回以上検査しようとする競技者；
- c) TDSSA により要請されるとおり、アンチ・ドーピング機関のアスリート・バイオリジカル・パスポートの血液モジュール・プログラムの一部である競技者；
- d) 検査対象者リストにおり、当該リストの適用される居場所情報関連義務を遵守しない競技者；
- e) 国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関が、他の情報源から検査のために競技者の居場所を特定するのに十分な居場所情報がない競技者；
- f) 一定期間（例えば、オフシーズンの間）、チーム活動に参加していない、チームスポーツの競技者；並びに
- g) 資格停止期間に服している競技者。

[第 4.8.6.1 項の解説：上記 a) から g) までを考慮した後、かつ登録検査対象者リストにおける競技者が一旦決定されてからは、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関は、独立に、又は他のアンチ・ドーピング機関と合意して連携の上、一年間において少なくとも 3 回、競技会外において、登録検査対象者リストに含まれる競技者を検査することを計画するものとする。]

4.8.6.2 登録検査対象者リストにおける競技者は、以下の事項を行うものとする。

- a) 次の四半期中の競技者の居場所に関する正確かつ完全な情報（当該四半期中に居住し、トレーニングし、競技する場所を含む。）を提供する居場所情報提出を四半期ごとに行い、第 4.8.8 項に定めるとおり該当する居場所情報提出で特定される時期及び場所で当該四半期中に検査のために居場所が特定されることが可能なように、必要に応じ当該居場所情報提出を更新すること。これをしなかった場合には、提出義務違反であると宣言される場合がある；また、

- b) 第 4.8.8.3 項で特定されるとおり、検査のために特定の場所にいられるよう、一つの具体的な 60 分間の時間枠を、次の四半期の各日について、自己の居場所情報提出において特定すること。これは、競技者に対し検査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関の要請に基づき、時期及び場所を問わず検査に服する競技者の世界規程第 5.2 項の義務をいかなる方法によっても制限するものではない。また、当該 60 分間の時間枠外の自己の居場所につき、第 4.8.8.2 項において特定される情報を提供する競技者の義務を制限するものでもない。しかし、競技者が自己の居場所情報提出におけるかかる日について特定された 60 分間の時間枠中に当該場所にいられない場合には、当該不履行は、検査未了であると宣言される場合がある。

[第 4.8.6.2 項 (b) の解説：60 分間の時間枠の目的は、検査のために競技者の居場所を特定する必要性と、競技者が自己の従前に宣言されたルーティンから逸脱する都度、検査未了のための責任を負わせられる可能性があることとの非現実性と不公平との、均衡 (バランス) を取ることである。]

4.8.6.3 登録検査対象者リストにおける競技者に対し検査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関は、当該競技者の居場所情報提出を使用して当該競技者に対して競技会外の検査を行うものとする。世界規程第 2.4 項の居場所情報提出義務は 60 分間の時間枠の提供を含むものの、検査は、当該競技者の提供する 60 分間の時間枠に限定されないものとする。競技会外の検査が競技者にとって予測不能であることを確保するために、アンチ・ドーピング機関は、競技者を検査するために、提供された他の居場所情報 (例えば、定期的な活動) も考慮するものとする。

4.8.6.4 登録検査対象者リストを維持する国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関は、以下を確保するために ADAMS を利用するものとする。

- a) 競技者の提供する情報が安全かつ確実に保管されること；
- b) (i) 知る必要のある場合に限り、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関 (該当する方) に代わって行動する授権された個人、(ii) WADA、及び (iii) 世界規程第 5.2 項に従い競技者に対し検査を行う権限を有する他のアンチ・ドーピング機関により、アクセスされることができること；及び
- c) 情報が常時厳格に秘密として保持され、世界規程第 5.5 項に定める目的のみのために使用され、一旦不要となった場合には「プライバシー及び個人情報の保護に関する

る国際基準」に従い破棄されること。

4.8.6.5 国内アンチ・ドーピング機関及び国際競技連盟の検査権限の下にある競技者は、一つの登録検査対象者リストにのみ含まれるべきであり、したがって居場所情報を一式のみ提出するものとする。競技者が国際競技連盟の国際的な登録検査対象者リスト及び国内アンチ・ドーピング機関の国内の登録検査対象者リスト（又は二つ以上の国内アンチ・ドーピング機関若しくは二つ以上の国際競技連盟の登録検査対象者リスト）に含まれている場合には、各々は、当該競技者に対して、自己のリストに含まれていることを通知するものとする。しかし、その前に、両者は、競技者がそのいずれに対し自己の居場所情報提出を提供するかを両者の間で取り決めるものとし、当該アンチ・ドーピング機関が居場所情報の保有機関となるものとする。競技者に送付される各通知は、当該競技者が当該アンチ・ドーピング機関にのみ自己の居場所情報提出を提供することを明記するものとする（そして、その後には相手方、及び当該競技者に対し検査を行う権限を有する他のアンチ・ドーピング機関と当該情報を共有するものとする。）。

[第4.8.6.5項の解説：それぞれのアンチ・ドーピング機関がそれらの間において、それらのいずれが競技者の居場所情報を収集する責任を負い、競技者を検査する権限を有する他のアンチ・ドーピング機関に対し当該情報を利用可能なものとするのか、取り決めることができない場合には、それぞれは、当該問題がどのように解決されるべきであると考えてるかをWADAに書面で説明すべきであり、WADAは競技者の最善の利益のために判断を行う。WADAの判断は終局的であり、これに対し不服申立てはできない。]

4.8.7 登録検査対象者リストへの登録及び削除

4.8.7.1 国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関（該当する方）は、自己の登録検査対象者リストに含まれるよう指定された各競技者に対し、以下を通知するものとする。

- a) 将来の特定日から効力を発生するものとして、当該競技者が、自己の登録検査対象者リストに含まれた事実；
- b) そのために当該競技者が遵守する居場所情報関連義務；
- c) 当該競技者が当該居場所情報関連義務を遵守しなかった場合の措置；及び
- d) 当該競技者に対し検査を行う権限を有する他のアンチ・ドーピング機関によっても

検査される可能性があること。

[第 4.8.7.1 項の解説：この通知は、国際競技連盟／アンチ・ドーピング機関が適切又は便宜であると考えた場合には、国内競技連盟又は国内オリンピック委員会を通して行うことがあり、通常、競技者が登録検査対象者リストに含まれる合理的な時間だけ前に行われるものとする。また、この通知は、競技者が世界規程第 2.4 項の居場所情報関連義務を遵守するために行う必要があることを説明するものとする（又は、当該競技者が当該情報を見つけることのできるホームページその他の情報源を参照させるものとする）。登録検査対象者リストに含まれる競技者は、自己が充足する必要がある居場所情報関連義務、居場所情報システムが作動する方法、提出義務違反及び検査未了の結果、並びに自己に対し主張された提出義務違反及び検査未了を争う権利を理解できるよう、情報提供され、教育を受けるべきであり、また、アンチ・ドーピング機関は、競技者が提出義務違反を避けるよう手伝うのに積極的であるべきである。例えば、多くのアンチ・ドーピング機関は、居場所情報提出の四半期の期限について、自己の登録検査対象者リストにいる競技者に対して組織的に注意喚起し、その後、期限が近づくにつれてまだ必要な提出を行っていない競技者をフォローアップする。しかし、アンチ・ドーピング機関が競技者にかかる支援を提供したか否かにかかわらず、競技者は提出義務を遵守することに完全に責任を負い続ける。]

4.8.7.2 登録検査対象者リストに含まれるための基準をもはや充足しない競技者は、登録検査対象者リストから削除されるものとする。

[第 4.8.7.2 項の解説：また、適用される規則は、引退の通知が、競技者の国内競技連盟に送付されることを義務づける場合がある。競技者が競技から引退するがその後当該競技に戻った場合には、当該競技者の、競技会外の検査を受けられない期間は、世界規程第 2.4 項において言及される 12 ヶ月間の期間を算定するのにおいて考慮されないものとする。]

4.8.7.3 登録検査対象者リストに含まれた競技者は、以下の場合を除き、かつ、当該時点まで、世界規程第 2.4 項の居場所情報関連義務の対象であり続けるものとする。

- a) 自己を登録検査対象者リストに入れた各アンチ・ドーピング機関から、当該競技者ももはや自己の登録検査対象者リストに含まれるよう指定されていない旨の書面による通知を付与された場合；又は
- b) 適用される規則に従い当該競技における競技会から引退し、自己の登録検査対象者リストに入れた各アンチ・ドーピング機関に対しその旨書面による通知を付与した場合。

4.8.8 居場所情報提出義務

4.8.8.1 アンチ・ドーピング機関は居場所情報提出が、第 4.8.8.2 項及び第 4.8.8.3 項に従って行われることを確保するために、競技者の居場所情報提出を審査するものとする。

4.8.8.2 競技者の居場所情報提出を収集するアンチ・ドーピング機関は、登録検査対象者リストにおける競技者が少なくとも以下の情報を含む居場所情報提出を提供する、各四半期の第一日目（すなわち、1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日の各々）より前の日を特定することができる。

[第 4.8.8.2 項の解説：（第 4.8.8.2 項で認められるように）四半期の第一日目に検査のための計画及び準備を促進するために、アンチ・ドーピング機関は、居場所情報が、四半期の前月の 15 日に該当する日に提出されることを義務づける場合がある。しかし、四半期の第一日目に先立ち提出しなかったことによる措置は、適用されないものとする。]

- a) 正式な通知目的のために競技者に連絡が送付されうる、完全な郵便住所及び個人的な電子メールアドレス。当該住所に郵便された通知その他の品目は、（適用法に基づき）投函されてから 7 日後、又は送付された電子メールの受領書の通知が発生／取得されてから直ちに、競技者により受領されたものとみなされる；

[第 4.8.8.2 項 (a) の解説：これらの目的のために、競技者は自分が居住し、又は当該場所で受領された郵便を直ちに認識することのできる住所を明記すべきである。また、アンチ・ドーピング機関は、この基本的な規定に対し、他の通知、及び／又は自己の規則における「みなし通知」条項（例えば、ファクシミリ、電子メール、SMS テキスト、承認されたソーシャル・ネットワーク・サイト若しくはアプリケーションその他通知送達方法を認めるもの、みなし受領に代えて現実の受領の証明を認めるもの、競技者の提供した住所から引渡し未了として返還された場合には競技者の国内競技連盟に通知を送達することを認めるもの。）を補充することが奨励される。当該条項の狙いは、結果管理の時間軸を短縮することであるべきである。]

- b) 競技者の居場所情報提出が競技者に対し検査を行う権限を有する他のアンチ・ドーピング機関との間で共有されることを競技者が理解していることを具体的に確認すること；
- c) 翌四半期中の各日において、競技者が一泊する場所（例えば、自宅、一時的な宿泊場所、ホテル等）の完全な住所；

- d) 翌四半期中の各日において、競技者がトレーニングし、働き、又は他の定期的な活動を行う場所（例えば、学校）の名称及び住所、並びに当該定期的な活動の通常の時間枠；及び

[第 4.8.8.2 項 (d) の解説：この要件は、競技者の定期的なルーティンの一部である活動にしか適用されない。例えば、競技者の定期的なルーティンが、ジム、プール及びトラックにおけるトレーニング、並びに定期的な理学療法を含む場合には、当該競技者は、自己の居場所情報提出においてジム、プール、トラック及び物理学の名称及び住所を提供すべきであり、その後自己の通常のルーティン（例えば、「月曜日：9時から11時までジム、13時から17時までジム、火曜日：9時から11時までジム、16時から18時までジム、水曜日：9時から11時までトラック、3時から5時まで理学、木曜日：9時から12時までジム、16時から18時までトラック、金曜日：9時から11時までプール、3時から5時まで理学、土曜日：9時から12時までトラック、13時から15時までプール、日曜日：9時から11時までトラック、13時から15時までプール」）を記載すべきである。競技者が現在トレーニングしていない場合には、その旨居場所情報提出において明記すべきであり、翌四半期に行う他のルーティン（例えば、勤務ルーティン、学校スケジュール、リハビリルーティンその他ルーティン）の詳細を記載すべきであり、また、当該ルーティンが行われる各場所の名称及び場所並びにそれが行われる時間枠を特定すべきである。

チームスポーツその他集会的に競技及び／又はトレーニングが行われる競技の場合には、競技者の定期的な活動は、チーム活動の大半又は全部を含む可能性が高い。]

- e) 競技者が当該四半期中に競技する予定である各場所の名称及び住所並びに当該場所で競技する予定である日付及び時間を含む、競技者の翌四半期における競技会／競技大会のスケジュール

4.8.8.3 第 4.8.8.4 項に従い、居場所情報提出は、翌四半期中の各日について、競技者が特定の場所において検査のために対応可能かつアクセス可能である各日の午前 5 時から午後 11 時までの一つの具体的な 60 分間の時間枠を含まなければならない。

[第 4.8.8.3 項の解説：競技者は、この目的のために、午前 5 時から午後 11 時までのいずれの 60 分間の時間枠を使用するか選択することができる。但し、当該時間枠中に競技者がいずれかの場所で DCO によりアクセス可能であることを必要とする。それは競技者の居住場所、トレーニング場所、競技会の場所であることもでき、また、他の場所（例えば、勤務地や学校）であることもできる。競技者は、自己がホテル、アパート、門のあるコミュニティその他当該競技者へのアクセスがフロント又は警備員を通して取得可能な場所にいる、60 分間の時間枠を特定する権利を有する。競技者に事前の警告なく自己の選択した 60 分間の時間枠にアクセス可能であることを確保するのは、競技者の責務である。加えて、競技者は、自己がチーム活動に参加している時間枠を特定することもできる。しかし、いずれの場合であっても、特定された時間枠中に特定の場所で検査のためにアクセス可能かつ利用可能とならなかった場合には、検査未了として追及さ

れるものとする。]

4.8.8.4 第4.8.8.3項の唯一の例外として、該当する四半期において当該競技者が競技大会（主要競技大会機関により組織される競技大会を除く。）で競技する予定の日があり、競技者を登録検査対象者リストに入れたアンチ・ドーピング機関が当該競技者を検査のためにかかる日に見つける上で他の情報源から十分な情報が取得可能である旨満足している場合には、当該競技者を登録検査対象者リストに入れたアンチ・ドーピング機関は、かかる日（「競技会日程」）について60分間の時間枠の特定に関する第4.8.8.2項の要件を放棄することができる。各国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関が競技者を自己の登録検査対象者リストに入れた場合には、競技会日程について当該要件を放棄するか否かに関する国際競技連盟の決定が優先される。競技会日程について60分間の時間枠を特定するための要件が放棄され、競技者が自己の居場所情報提出において、自己が競技会（時）であることを見込む一連の日付及び場所を特定した（そしてその結果としてこれらの日付について60分間の時間枠を特定していない）場合には、当該競技者がこれらの日程の終わりの前に競技会から敗退させられ、残りの日付が競技会日程ではなくなった場合には、当該競技者は、これらの日付に関する必要な情報の一切（第4.8.8.3項において特定される60分間の時間枠を含む。）を提供するよう自己の居場所情報提出を更新しなければならない。

4.8.8.5 競技者が居場所情報提出において特定した時間及び場所で、当該四半期中の任意の日（居場所情報提出において当該日のために明記した60分の時間枠を含むがこれに限られない）に検査のために競技者の居場所を特定しようとするアンチ・ドーピング機関が、当該競技者の居場所を特定することが可能となるよう、正確かつ十分な詳細をもって、競技者が、第4.8.8.2項及び第4.8.8.3項で概要が示されるとおり、居場所情報提出で要求される情報の一切を自己が提供するようにすることについては、競技者が責任を負う。

- a) より具体的に述べると、競技者は、DCOが場所を見つけ、当該場所にアクセスし、競技者への事前通告なく当該場所で当該競技者を見つけることが可能となるよう、十分な情報を提供するものとする。競技者がこれを行わない場合には、提出義務違反及び／又は（状況により）世界規程第2.3項に基づく検体採取の回避及び／又は世界規程第2.5項に基づくドーピング・コントロールに対する不正干渉、又は不正干渉の企てとして責任を追及される場合がある。いずれの場合においても、アンチ・ドーピング機関は、競技者の特定対象検査を検討するものとする。

[第4.8.8.5項(a)の解説:例えば、「シュヴァルツヴァルト（注:ドイツの有名な森林地帯）で走っている」といった宣言は不十分であり、提出義務違反となる可能性が高い。同じように、DCOがアクセスすることのできない場所（例えば、「立入り制限」のある建物又はエリア）は提出義務違反となる可能性が高い。アンチ・ドーピング機関は居場所情報提出自体から情報の不十分性を判断することができる場合もあれば、競技者を検査しようと試み、競技者を見つけることのできない場合にしか情報の不十分性を判断することができない場合もある。いずれの場合であっても、当該事案は明確な提出義務違反、及び/又は（状況により）世界規程第2.3項に基づく検体採取の回避及び/又は世界規程第2.5項に基づくドーピング・コントロールに対する不正干渉、又は不正干渉の企てとして責任を追及されるべきである。居場所情報提出要件に関する更なる情報は、WADAの「効果的検査プログラム実施のためのガイドライン」において規定されている。競技者が翌四半期中に自己の常時の居場所がどこであるか正確に知らない場合には、該当する時間にいることが予期される場所に基づき最善の情報を提供し、その後、第4.8.8.5項に従い必要に応じて当該情報を更新しなければならない。]

- b) 競技者が60分間の時間枠中に検査された場合には、当該競技者は、60分間の時間枠より長い時間がかかったとしても、検体採取が完了するまでDCOと一緒に居続けなければならない。競技者がそのようにしない場合には、世界規程2.3項（検体の採取の拒否又は不履行）の明確な違反として責任追及されるものとする。
- c) 競技者が60分間の時間枠の始めにおいて検査に応じることが可能ではなかったが、当該60分間の時間枠の後のほうで検査に応じることが可能となった場合には、DCOは検体を採取すべきであって、当該試みを検査の試みの失敗として処理すべきではないが、当該競技者が対応可能となるのが遅れたことに関する詳細を報告すべきである。このような種類の行動パターンは、世界規程第2.3項又は世界規程第2.5項に基づく検体採取の回避の潜在的なアンチ・ドーピング規則違反として調査すべきである。またこれは当該競技者の特定対象検査を引き起こす場合もある。競技者がかかる日の時間枠について特定された場所で特定された60分間の時間枠中に検査に応じることが可能ではない場合には、かかる日の後の時間に居場所を特定され当該競技者から検体が成功裏に採取されたとしても、当該競技者は検査未了として責任を負う。
- d) 一旦DCOが60分間の時間枠について特定された場所に到着した場合に、競技者の居場所を直ちに特定することができないときには、DCOは、当該60分間の時間枠について残っている時間について当該場所に居続けるべきであり、当該残りの時間について競技者の居場所を特定するために当該状況において合理的であることを行うべきである。当該状況で合理的であるのが何か判断するにあたっては、WADAの「効果的検査プログラム実施のためのガイドライン」を参照すること。

[第 4.8.8.5 項 (d) の解説：DCO の合理的な努力にかかわらず競技者の居場所が特定できず、60 分間の時間枠のうち 5 分間しか残っていない場合には、DCO は最後の手段として、競技者が特定された場所にいるかどうか確認するために（競技者が居場所情報提出において自己の電話番号を提供したという仮定の上で）競技者に電話することができる（が、電話することを義務づけられるわけではない）。競技者が DCO の電話を受け、直ちに行われる検査（すなわち、60 分間の時間枠内）のために当該場所（又は当該場所のすぐ近く）にいられる場合には、DCO は、競技者を待たなければならない、いつものように検体を採取しなければならない。しかしながら、DCO はまた、更なる調査が行われるか判断可能となるように、すべての状況について注意深く確認しなければならない。とりわけ、DCO は、電話と検体採取の間に経過した時間に競技者の尿又は血液の不当な改変又は操作があった可能性を示す事実について書き留めるべきである。競技者が DCO の電話を受け、特定された場所又はすぐ近くにおらず、当該 60 分間の時間枠内に自らを検査に応じることが可能な状態とすることができない場合には、DCO は試みの失敗に関する報告を届け出なければならない。]

4.8.8.6 状況の変化が、居場所情報提出における情報がもはや第 4.8.8.5 項で要求されるとおり正確又は完全ではないことを意味する場合には、競技者は、届け出られた情報が再度正確かつ完全となるよう、更新を届け出るものとする。競技者は当該四半期における、とりわけ、(a) 第 4.8.8.3 項で特定される 60 分間の時間枠の時間及び場所における、及び／又は (b) 自己が一泊する場所における、あらゆる日の変更を反映するために、自己の居場所情報提出を常に更新しなければならない。競技者は、状況の変化を知ってから可能な限り早く更新を届け出るものとする。競技者がこれを行わなかった場合には、提出義務違反及び／又は（状況により）世界規程第 2.3 項の検体採取の回避及び／又は世界規程第 2.5 項のドーピング・コントロールに対する不正干渉又は不正干渉の企てとして責任を追及される場合がある。アンチ・ドーピング機関は、あらゆる場合において、競技者の特定対象検査を検討するものとする。

[第 4.8.8.6 項の解説：競技者の居場所情報提出を収集するアンチ・ドーピング機関は、当該更新の届出を促進するために適切なメカニズム（例えば、電話、ファクシミリ、インターネット、電子メール、SMS、承認されたソーシャル・ネットワーク・サイト又はアプリケーション）を提供すべきである。競技者の居場所情報提出に基づき競技者から検体を採取することを試みる前に競技者の届け出た更新を確認することを確保することは、当該競技者に対し検査を行う権限を有する各アンチ・ドーピング機関の責務である。しかし、疑義を避けるために付言するに、元の 60 分間の時間枠前に特定の日について自己の 60 分間の時間枠を更新する競技者は、当該時間枠中に検査のために居場所が特定された場合には、元の 60 分間の時間枠中に検査を受けなければならない]

らない。]

4.8.9 検査のための対応可能性

4.8.9.1 競技者は、自己に対し検査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関の要請に従い、時間及び場所を問わず検査を受けなければならない。加えて、登録検査対象者リストにおける競技者は、いつの日であっても、自己の居場所情報提出において当該日について特定された60分間の時間枠の間に、当該競技者が当該時間枠について特定した場所において、検査のために、明確にそこにおり、かつ対応可能でなければならない。

[第4.8.9.1項の解説:検査は、ごまかしを防止しかつこれを発見するために効果的であるために、可能な限り予測不能であるべきである。よって、60分間の時間枠の背後にある意図とは、検査を当該期間に限定し、又は検査のための「原則」期間を作出することではなく、以下のことである。

- a) 競技者を検査する試みの失敗が検査未了となることを非常に明確にすること；
- b) 少なくとも一日につき一回、競技者を見つけ、検体を採取することが可能であることを保証すること（これによりドーピングが防止され、又は少なくともはるかに困難になる）；
- c) 競技者の提供する残りの居場所情報の信頼性を高め、よって、アンチ・ドーピング機関が60分間の時間枠外で競技者の居場所を特定するのを助けること。60分間の時間枠は特定の日について競技者を特定の場所に「紐付ける」。競技者が自己が一泊し、トレーニングし、競技し、かかる日に他の「定期的」な活動を行っているかに関して提供しなければならない情報と一緒に、アンチ・ドーピング機関は、60分間の時間枠外で検査のために競技者の居場所を特定することが可能であるべきである；並びに
- d) 有用なアンチ・ドーピングのインテリジェンスを発生させること。例えば、競技者が間に大きなギャップのある時間枠を頻繁に特定し、並びに／又は自己の時間枠及び／若しくは場所をぎりぎりに変更する場合。当該インテリジェンスは当該競技者の特定対象検査の根拠として信頼することができる。]

4.8.10 検査対象者リスト

4.8.10.1 登録検査対象者リストの下の階層は検査対象者リストであり、競技者の居場所を特定し、一年間において少なくとも1回以上競技会外で検査するために何らかの居場所情報が必要である競技者を含むべきである。これは、少なくとも、宿泊場所、競技会／競技大会のスケジュール及び定期的なトレーニング活動を含むものとする。検査対象者リストにいる競技者は世界規程第2.4項の要件の対象とはならない。国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関は、競技者を検査対象者リストに含めることに関する以下の基準につき、考慮に入れるものとする。

- a) 国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関が、競技会外で、少なくとも一年に一回、(独立して又は当該競技者に対し検査権限を有する他のアンチ・ドーピング機関と合意して連携の上) 検査することを計画する競技者；
- b) 定期的なチームの競技会／競技大会及びチーム活動を通して自己が検査のために居場所が特定される十分な居場所情報を有する競技の競技者。

4.8.10.2 競技におけるトレーニングが、チーム活動に関連し、個人ベースではなく集合ベースで組織されている場合には、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関は、競技者を検査対象者リストにおいて、チームの一部として含めることで十分であると判断することができる。しかし、チーム活動が予定されていない期間（例えば、オフシーズン）又は競技者がチーム活動に参加していない場合（例えば、負傷後にリハビリしている場合）には、競技者は、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関により、当該期間中における競技者の事前通告無しの検査を可能ならしめるよう、より個別の居場所情報を提供しよう義務づけられる場合がある。要請された居場所情報が当該期間中に事前通告無しの検査を行う上で不十分な場合には、競技者を自己の登録検査対象者リストに入れるものとし、世界規程第 2.4 項の居場所情報関連義務が適用される。

4.8.10.3 検査対象者リストにおいて競技者により正確な居場所が届け出られ、維持されることを確保するために、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関は自己の規則及び手続において、以下の場合には、検査対象者リストの一部である個別の競技者又はチームに対し適切かつ比例的な世界規程第 2.4 項以外の措置を含めるものとする；

- a) 居場所情報が規則で規定された日に提出されなかった場合；又は
- b) 検査が試みられた後に、居場所情報が正確ではないことが判明した場合；又は
- c) 提供された居場所情報に反する情報が取得された場合。

[第 4.8.10.3 項の解説：当該措置は、第 4.8.6.1 項 d) で記載されるとおり、競技者を登録検査対象者リストに入れることに追加して賦課される場合がある。]

4.8.10.4 アンチ・ドーピング機関の間のより良い検査の連携を可能ならしめるために、検査対象者リストにおける競技者の居場所も、ADAMS に提出されるべきである。国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関は、自己の規則又は手続において、特定の競技におけるチーム活動のニーズや要望により適合する、より頻繁な期限（例えば、週次、月次又は四半期毎）で居場所情報提出のスケジュールを要求することができる。

4.8.10.5 検査対象者リストに含まれるよう指定された競技者は、国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関により、検査対象者リストに含められること、居場所情報関連義務、及び適用される措置について事前の通知を受けるものとする。

4.8.11 他のリスト

4.8.11.1 国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関は、第 4.5.2 項の基準を充足しない競技者のために、また国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関により軽減された居場所情報関連義務が定義される場合に、他の居場所情報提出競技者リストを作成することができる。当該リストにいる競技者は、世界規程第 2.4 項の居場所情報関連義務の対象とはならない。

4.8.12 異なる居場所情報提出競技者リストのための競技者の選択、並びに、国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関の間の連携

4.8.12.1 各国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関は、いずれの居場所情報提出競技者リストにいずれの競技者が入るか選択する裁量を有する。しかし、国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関は、第 4.2 項から第 4.7 項までに従い、自己が関連するリスク及び必要な優先順位付けについて適切な評価を行ったこと、また当該評価の結果に基づき適切な基準を採用したことを示すことができるようにするものとする。

4.8.12.2 国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関は、一旦自己の登録検査対象者リストについて競技者を登録した場合には、関連する国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関と ADAMS を通して競技者のリストを共有し、維持するものとする。

4.8.12.3 競技者が自己の国際競技連盟の一つの居場所情報提出競技者リストにあり、自己の国内アンチ・ドーピング機関の別の居場所情報提出競技者リストにいる場合には、当該競技者は、より厳格な居場所情報関連義務を有する居場所情報提出競技者リストを遵守し、居場所を提出するものとする。

4.8.12.4 国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関は、重複を避けるために競技者の居場所情報提出競技者リストの選択及び検査活動を調整し、リソースの利用を最大化するものとする。当該調整及びリソース効率化の結果として、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関は、より幅広い「リスク」な競技者の範囲にわたってより高いレベルの検査が行われることを確保するために、自己の登録検査対象者リスト又は検査対象者リストにより多くの競技者を追加することを検討するものとする。

4.8.12.5 各国際競技連盟及び各国内アンチ・ドーピング機関は、

- a) 登録検査対象者リスト及び検査対象者リストに競技者を含めるべきかの基準について、競技者がリストに含まれ続けことが目的に照らし適切であること（すなわち、各機関の基準が適切な競技者をすべてカバーしていること）を確保するため、必要に応じて定期的な見直しを実施し、更新するものとする。各国際競技連盟及び各国内アンチ・ドーピング機関は、関係する期間について競技会／競技大会日程を考慮に入れるものとし、主要な競技大会（例えば、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、世界選手権大会その他マルチスポーツの競技大会）に参加している競技者が、リスク評価に従った十分なレベルの競技会外の検査の対象となることを確保するために、当該主要な競技大会に至るまでの間に、登録検査対象者リスト又は検査対象者リストに含める競技者の数を変更又は増大させるものとする。
- b) 登録検査対象者リスト及び検査対象者リストに含まれた競技者が関連する基準を満たし続けていることを確保するため、かかる登録検査対象者リストを定期的に（最低限四半期ごと）に見直すものとする。基準を満たさなくなった競技者については、登録検査対象者リスト及び／又は検査対象者リストから除外すべきであり、基準を新たに満たす競技者については、登録検査対象者リスト及び／又は検査対象者リストに追加すべきである。国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関は、かかる競技者に対して、その地位の変更を通知するものとし、遅滞なく、該当リストにおける競技者の新しいリストを利用可能な状態におかなければならない。

4.8.13 主要競技大会機関

4.8.13.1 競技者が主要競技大会機関の検査管轄機関の管轄下に入る期間においては、

- a) 競技者が登録検査対象者リストに含まれる場合には、主要競技大会機関は、競技者に対し競技会外の検査を行うため、関係する大会期間において、居場所情報提出にアクセスすることができ、
- b) 競技者が登録検査対象者リストに含まれていない場合には、主要競技大会機関は、かかる競技会外の検査を行うために必要で均衡的とみなされる場合、当該競技者又は関連する第三者に対し関係する大会期間の居場所情報について提出することを要

求する措置を含む、競技大会ごとの規則を策定することができる。

4.8.14 居場所情報関連義務

4.8.14.1 第 4.8 項の他の規定にかかわらず、

- a) 国際競技連盟は、下記 (f) に従い、第 4.8 項に基づく国際競技連盟の居場所情報関連義務の全部又は一部を国内アンチ・ドーピング機関又はドーピング・コントロール・コーディネーターに委託することを提案することができ、また国内アンチ・ドーピング機関はこれに合意することができる；
- b) 国際競技連盟は、下記 (f) に従い、第 4.8 項に基づく自己の居場所情報関連義務の一部又は全部を競技者の国内競技連盟又はドーピング・コントロール・コーディネーターに委託することができる；又は
- c) 国内アンチ・ドーピング機関は、下記 (f) に従い、自己の居場所情報関連義務の一部又は全部を競技者の国内競技連盟、ドーピング・コントロール・コーディネーターその他当該競技者に対し権限を有する適切なアンチ・ドーピング機関に委託することができる；
- d) 適切な国内アンチ・ドーピング機関が存在しない場合には、国内オリンピック委員会は、第 4.8 項に定める国内アンチ・ドーピング機関の居場所情報関連義務を引き受けるものとする；並びに
- e) WADA が、国際競技連盟又は国内アンチ・ドーピング機関（該当する方）が第 4.8 項に基づく自己の居場所情報関連義務の一部又は全部を履行していないと判断する場合には、WADA は当該義務の一部又は全部を他の適切なアンチ・ドーピング機関に委託することができる。
- f) 国内競技連盟又はドーピング・コントロール・コーディネーターに自己の義務（の一部又は全部）を委託するアンチ・ドーピング機関（国際競技連盟、国内アンチ・ドーピング機関、その他当該競技者に対し権限を有するアンチ・ドーピング機関のいずれであるかを問わない。）は、常に、自己が権限を委託した機関等の作為及び／又は不作為について終局的に責任を負い続ける。

4.8.14.2 国内競技連盟は、自己の国際競技連盟及び／又は国内アンチ・ドーピング機関（該当す

る方)が、当該国内競技連盟の権限の下にある競技者から居場所情報提出を収集するのを支援するために最善の努力を払わなければならない(かかる目的のために、自己の規則に特定の規定を挿入することを含む(が、これに限られない))。

4.8.14.3 競技者は、自己の居場所情報提出(及び/又はこれに対する更新)を行う作業を、自己のコーチ、マネージャー又は国内競技連盟等の第三者に委託することを選択することができる。但し、当該第三者が当該委託に同意することを条件とする。競技者の居場所情報提出を収集するアンチ・ドーピング機関は、当該競技者及び第三者である委託者の両者により署名された、合意された委託に関する書面の通知がそれと一緒に届けられることを義務づけることができる。

[第4.8.14.3項の解説：例えば、チームスポーツその他競技及び/又はトレーニングが集合的に行われる競技に参加している競技者は、チームに対し居場所情報提出を行う自己の作業を委託し、コーチ、マネージャー又は国内競技連盟により行われるようにすることができる。実際には、便宜及び効率性のために、当該競技における競技者は、チームに対し居場所情報提出を行う自己の作業を、チーム活動の期間に関してのみならず、自己がチームと一緒にいる期間に関して(但し、チームが同意することを条件とする。)委託することができる。かかる状況において、競技者は、自己がチーム活動に関して提供する情報を補充するために、当該機関に関する自己の個別の居場所に関する情報を、チームに提供しなければならない。]

4.8.14.4 しかしながら、チームスポーツにおける競技者の場合を含む、すべての場合において、

- a) 登録検査対象者リストにいる各競技者は、自己が個人的に各届出を行うか、第三者に当該作業を委託するかにかかわらず、正確かつ完全な居場所情報提出を行うことにつき、常に最終的に責任を負い続ける。競技者が当該責任を第三者に委託し、当該第三者が適用される要件を遵守しなかったことは、提出義務違反の主張に対する抗弁とはならない；並びに、
- b) 当該競技者は、自己の居場所情報提出において宣言された居場所で検査のために利用可能であることを確保する上で、常に個人的に責任を負い続ける。競技者が関連する期間の自己の居場所情報を届け出る責任を第三者に委託し、第三者が正確な情報を届け出ず又はかかる日における居場所情報提出の居場所情報が最新かつ正確であることを確保するために従前に届け出られた情報を更新しなかったことは、検査未了の主張に対する抗弁とはならない。

[第 4.8.14.4 項の解説：例えば、特定のチーム活動期間内に指定された 60 分間の時間枠中に競技者を検査する試みが、チーム担当者がチーム活動につき誤った情報を届け出、又はチーム活動の詳細が後続的に変更になった場合に従前に届け出られた情報を更新しなかったために、不成功に終わった場合には、当該チームは当該不成功につき国際競技連盟の適用規則に基づき制裁措置の対象となる場合があるが、当該競技者も居場所情報関連義務違反について責任を負い続ける。競技者が自己のチームにより宣言された場所で検査を受けるために対応可能でない場合に自己のチームに責任を負わせることができれば、検査に関する自己の居場所について責任を回避することが可能となってしまうため、上記のようであればならない。もちろん、チームは、居場所情報提出の正確性を確保し、競技者の居場所情報関連義務違反を回避する上で、競技者と同じ利害を有する。]

4.9 他のアンチ・ドーピング機関との連携

4.9.1 アンチ・ドーピング機関は、連携した努力を最大限有効なものとし、また特定の競技者に対する不必要に重複した検査を避けるため、また国際競技大会で競技する競技者が適切に事前に検査されることを確保するため、重複している検査権限のある他のアンチ・ドーピング機関と連携して、検査に対処する努力をするものとする。

特に、アンチ・ドーピング機関は、

- a) 検査活動（例えば、競技者の居場所情報提出競技者リストの選別及び検査配分計画を含み、これは主要競技大会に至るまでの間の競技会外の検査を含み得る。）を調整し、重複を避けるために、他の関連するアンチ・ドーピング機関と協議するものとする。競技大会での検査については、世界規程第 5.3 項に従い、その役割と責任につき、事前に明確な合意をするものとする。かかる合意ができない場合には、「付属文書 H – 競技大会検査」に定められた原則に従い、WADA が解決する。
- b) 検体採取から 21 日以内に、採取されたすべての検体について ADAMS にドーピング・コントロール・フォームを入力する。
- c) 検査権限の重複がある場合に ADAMS を通じて競技者の居場所情報を共有する。
- d) 検査権限の重複がある場合に ADAMS を通じてアスリート・バイオロジカル・パスポート・プログラムで情報を共有する。
- e) 検査権限の重複がある場合に競技者に関するインテリジェンスを共有する。

4.9.2 アンチ・ドーピング機関は、他のアンチ・ドーピング機関又は委託された第三者に対し、自己を代理してドーピング・コントロール・コーディネーター又は検体採取機関として行動することを委託することができる。(かかる目的において、検査管轄機関である)委託するアンチ・ドーピング機関は、検体採取機関が代理して検体を採取する際に、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」の下で、かかる検体採取機関に付与されている裁量をいかに行使すべきかについて、委託の契約条件に定めることができる。

[第4.9.2項の解説：例えば、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」では、以下の裁量を付与している。競技者の同一性を確認するのに使用される基準（第5.3.4項）、ドーピング・コントロール・ステーションへの出頭が遅れることが許されうる状況（第5.4.4項）、検体採取セッション中の同席者（第6.3.3項）、採取された各検体がドーピング・コントロール・ステーションから搬送される前に、完全性、同一性、安全性が確保された方法で保管されていたかどうかの確認をするために使用される基準（第8.3.1項）、及び、検体採取セッションが、分析のための適切な比重を満たした検体を採取せずに中止されるべきとされる例外的事情があるか否か判断するにあたりDCOが遵守すべきガイドライン（F.4.5項）、並びに、取得された情報／インテリジェンスの共有（第11条）。]

4.9.3 第11条に従い、アンチ・ドーピング機関は、互いに、並びに、WADA及び法執行機関等他の関連当局と協議し協力し合い、検査配分の計画を通知する際に有益な情報及びインテリジェンスを取得し、展開し、共有しなければならない。

5.0 競技者への通告

5.1 本条の目的

本条の目的は、検査のために抽出された競技者が第5.3.1項及び第5.4.1項に定められたとおり検体の採取について事前の通告なく適切に通告されること、競技者の権利が保障されること、検体を不正に操作する機会がないこと、提供される検体を操作する機会がないこと、そして、通告が文書により記録されることを確保することである。

5.2 概略

競技者への通告は、検体採取機関が抽出された競技者への通告を開始したときから始まり、競技者がドーピング・コントロール・ステーションに到着、又は競技者の不遵守の可能性が発生した時に終了する。主な活動は以下のとおりである：

- a) 事前通告無しの検査、及び、検体の提出のために抽出されたことについて通告を受けた競技者の継続的な監視を確保するための DCO、シャペロン、及びその他検体採取要員の指名；
- b) 競技者の居場所特定と、競技者の本人確認；
- c) 検体の提出のために抽出されたこと、及び競技者の権利と義務についての当該競技者への通知；
- d) 通告時から指定されたドーピング・コントロール・ステーションに到着するまでの競技者への継続的な付添い；並びに
- e) 通告又は通告の試みを文書により記録すること

5.3 競技者に対する通告前における要件

5.3.1 例外的で正当な事情がある場合を除き、事前通告無しの検査が、検体採取のための方法であるものとする。

第 5.3.7 項において明示されている第三者への事前接触が必要とされない限り、競技者に対し、検体採取対象として抽出されたことを最初に通告するものとする。検査が、事前通告無しの検査に基づき行われることを確保するために、検査管轄機関（及び、異なる場合には、検体採取機関）は、競技者の抽出判断は、検査が行われるために厳に知る必要がある者のみに対し、検査に先立ち開示されることを確保するものとする。競技者が検体採取のために自己が抽出されたことについて事前の通告を受けてしまう恐れがないよう、第三者への通告は、安全かつ秘密裏の方法により行われるものとする。競技会（時）の検査については、当該通告は、競技者が競技している競技会の終わりに行われるものとする。

[第 5.3.1 項の解説：事前に検査が行われる可能性があることを競技大会会場又はトレーニング会場のスタッフに察知されないようにするためにあらゆる努力が行われるべきである。国内競技連盟その他の団体が、検査に自己の代表者を同席させるため、自己の権限下の競技者に対する検査について事前に通知を受けることを要求することは、正当化されない。]

5.3.2 検体採取機関は、検体採取セッションを実施し又は補助するために、指定された責務について養成され、検体採取の結果に対する利害関係がなく、かつ、18 歳未満の者ではない者を、検体採取要員として指名し、権限を与えるものとする。

5.3.3 検体採取要員は、検査管轄機関からの証明書等、検体を競技者から採取する権限を証明する、検体採取機関により提供された公的な文書を所持するものとする。DCOは、氏名及び写真（すなわち、検体採取機関から付与された身分証明書、運転免許証、保険証、パスポート又はその他類似的有効な証明書）並びに当該証明書の有効期限が記載されている補完的な証明書を携帯するものとする。

5.3.4 検査管轄機関又は検体採取機関は、検体の提出の対象として抽出された競技者の本人確認の基準を確立するものとする。これによって、抽出された競技者が通告を受けた競技者であることを確保する。競技者を容易に本人確認することができない場合には、第三者が競技者を本人確認することが求められ、当該本人確認の詳細が文書化される場合がある。

5.3.5 検体採取機関、DCO 又は シャペロンは（適用がある場合）、スポーツ／競技会／トレーニング期間等の特有の事情や特定の状況を考慮して、抽出された競技者の居場所を確定し、かつ、通告の方法及び時期を計画するものとする。

5.3.6 検体採取機関、DCO 又は シャペロンは、競技者への通告の試み及びその結果を文書化するものとする。

5.3.7 検体採取機関、DCO 又は シャペロンは（適用がある場合）、以下の状況において、競技者への通告の前に、第三者に対する通知が必要か否かにつき検討するものとする。

- a) 「付属文書 A - 障がいを伴う競技者に対する変更」に規定される、競技者の障がいを理由として必要とされる場合、
- b) 「付属文書 B - 18 歳未満の者である競技者に対する変更」において規定される、競技者が 18 歳未満の者である場合、
- c) 通告の際に通訳が必要とされかつ利用可能である場合、
- d) 検査を受ける競技者を特定し、検体を提供する必要がある旨当該競技者に通告するために、検体採取要員を支援する必要がある場合

[第 5.3.7 項の解説：18 歳未満の者又は障がいを伴う競技者に対する検査が実施されることとなる旨を第三者に通知することは許容される。但し、当該支援が必要とされないドーピング・コントロールのミッションの第三者（例えば、チームドクター）に対して通告することは義務づけられない。第三者が通告に先立ち通知を受ける必要がある場合には、当該第三者は、競技者への通告がなされるまで DCO 又は シャペロンによって随伴されるべきである。]

5.4 競技者への通告における要件

5.4.1 初期接触が実行された際、検体採取機関、DCO 又は シャペロン は、適用される場合に、競技者 及び／又は第三者（第 5.3.7 項に従い必要とされた場合）に対して、以下の事項が通知されるようにするものとする：

- a) 当該競技者が検体採取を受ける義務があること；
- b) 検体採取を実施する権限を有していること；
- c) 検体採取の種類、及び検体採取前に遵守する必要がある条件；
- d) 以下を含む競技者の権利：
 - (i) 第 6.3.3 項 (a) に従い、同伴者、及び通訳者がいる場合は、これらを伴う権利；
 - (ii) 検体採取手続についての追加情報を求める権利；
 - (iii) 第 5.4.4 項に従い正当な理由がある場合に ドーピング・コントロール・ステーション に遅れて到着することを求める権利；並びに
 - (iv) 「付属文書 A - 障がいを伴う競技者に対する変更」として定められる変更を求める権利
- e) 以下の要件を含む競技者の責務：
 - (i) DCO / シャペロン による本人への最初の接触の時点から、検体採取手続 が完了するまで常時 DCO / シャペロン の継続的な監視下に置かれること；
 - (ii) 第 5.3.4 項に従い本人確認を行うこと；
 - (iii) 検体採取手続に従うこと（競技者は不遵守により競技者に課される可能性のある措置について告知されるべきである。）；及び
 - (iv) 第 5.4.4 項に定められるとおり、正当な理由による遅延を除き、速やかに 検体採取のために ドーピング・コントロール・ステーション へ到着すること；

- f) ドーピング・コントロール・ステーションの位置；
- g) 競技者が検体の提出に先立って食事又は飲料を摂取する場合には、当該競技者は自らの責任で摂取すべきこと；
- h) 適切な検体が提出されるのが遅延するおそれがあるため、過度な水分補給を避けること；並びに
- i) 検体採取要員に競技者により提出された尿検体はすべて、通告の後に競技者から排尿された最初の尿であること、すなわち、シャワー中又はその他検体採取要員に対する検体の提出に先立って排尿してはならないこと。

5.4.2 本人に接触した際、DCO/シャペロンは以下のことを行うものとする：

- a) その接触の時点から、競技者の検体採取セッションが終了し、ドーピング・コントロール・ステーションを退出するまで、競技者を常時監視下に置いておくこと、
- b) 第5.3.3項において定められる書類を使用し、自らの身分を競技者に対して証明すること、及び、
- c) 第5.3.4項において確立された基準に従い、競技者の本人確認を行うこと。その他の方法により競技者の本人確認が行われ、若しくは競技者の本人確認が行われなかった場合、当該事実は文書に記録され、検査管轄機関に対して報告されるものとする。第5.3.4項において確立された基準に従って競技者の本人確認を行うことができなかった場合、検査管轄機関は、「結果管理に関する国際基準」の「付属文書 A - 不遵守の可能性に関する審査」に従い手続を進めることが適切か否か判断するものとする。

5.4.3 DCO/シャペロンは、通告の認識及び承諾のために、競技者に適切な文書に署名させるものとする。通告を受けた競技者が署名を拒否した場合、又は通告を回避した場合、可能であれば、DCO/シャペロンは競技者に対し、遵守の拒否又は不遵守に該当する措置が課されることを通知し、(DCOでない場合) シャペロンは、すべての関連事実を直ちにDCOへ報告するものとする。可能な場合、DCOは検体採取を継続する。DCOは事実を詳細に記録し、状況を検査管轄機関に報告する。検査管轄機関は「結果管理に関する国際基準」の「付属文書 A - 不遵守の可能性に関する審査」に規定される手順に従うものとする。

5.4.4 DCO/シャペロンは、自己の裁量により、通告を認識及び承諾した後におけるドーピング・コントロール・ステーションへの到着遅延の許可、及び/又は到着後におけるドーピング・

コントロール・ステーションからの一時的な退出の許可についての、合理的な第三者の要請、又は競技者による要求を考慮することができ、また、当該競技者が、当該検査の遅延の間、継続的に付き添いを受け、継続的な監視下に置かれるものである場合には、DCO／シャペロンはかかる許可を与えることができる。ドーピング・コントロール・ステーションに遅延して到着すること／一時的にその場を離れることは、以下の活動に関してであれば許される：

a) 競技会（時）検査：

- (i) 表彰式への出席；
- (ii) メディアへの対応；
- (iii) さらなる競技への参加；
- (iv) ウォームダウンを行う場合；
- (v) 必要な医療処置を受ける場合；
- (vi) 同伴者及び／若しくは通訳を特定する場合；
- (vii) 写真付きの身分証明書を取得する場合；又は
- (viii) DCO が検査管轄機関の指示を考慮に入れたうえで、合理的な事情があると決定した場合。

b) 競技会外の検査：

- (i) 同伴者を特定する場合；
- (ii) トレーニングセッションを終了する場合；
- (iii) 必要な医療処置を受ける場合；
- (iv) 写真付きの身分証明書を取得する場合；又は
- (v) DCO が検査管轄機関の指示を考慮に入れたうえで、合理的な事情があると決定した場合。

5.4.5 DCO／シャペロンは、遅延の間、競技者を継続的に監視することができない場合、競技者からの遅延要請を拒否するものとする。

5.4.6 DCO／シャペロン又は権限を与えられた検体採取要員は、検査管轄機関による更なるドーピング調査が必要となる可能性があるため、ドーピング・コントロール・ステーションへの到着の遅延の理由及び／又はドーピング・コントロール・ステーションからの退出についての理由を文書に記録するものとする。

5.4.7 競技者が、第 5.4.4 項に規定する場合以外の理由によりドーピング・コントロール・ステーションに遅れて到着し、及び／又は競技者がシャペロン中に常時の観察の下にあり続けなかったが、当該競技者のドーピング・コントロール・ステーションへの到着が、DCO が検体採取場所を離れる前であった場合、DCO は不遵守について報告するものとする。可能な限り、DCO は競技者からの検体採取手続を進めるものとする。検査管轄機関は、「結果管理に関する国際基準」における「付属文書 A 一不遵守の可能性に関する審査」に従い、不遵守の可能性を調査するものとする。

5.4.8 検体採取要員が、検体採取を損なう可能性がある何らかの他の事象に気が付いた場合には、当該状況は DCO に対して報告され、DCO により文書により記録されるものとする。DCO が適切であると認める場合、DCO は、当該競技者から追加の検体を採取することが適切か否かについて検討するものとする。検査管轄機関は、「結果管理に関する国際基準」における「付属文書 A 一不遵守の可能性に関する審査」を調査するものとする。

6.0 検体採取セッションの準備

6.1 本条の目的

十分なりソース（例えば、人員及び設備）を有することを含め、効率的、かつ、効果的な検体採取セッションの実施を確保するための準備をすること。

6.2 概略

検体採取セッションの準備は、セッションの効果的な実施のために関連する情報を得るための体制を確立することから始まり、検体採取器具が指定の基準に適合することが確認された時に終了する。

主な活動は：

- a) 検体採取セッションに関する詳細を収集する体制を確立すること；
- b) 検体採取セッション中に現場に立ち会う権限が与えられる人物の基準を確立すること；

- c) ドーピング・コントロール・ステーションが第 6.3.2 項に規定される最低基準を満たしていることを確保すること；及び
- d) 検体採取器具が第 6.3.4 項に規定される最低基準を満たしていることを確保すること。

6.3 検体採取セッション準備における要件

6.3.1 検査管轄機関、ドーピング・コントロール・コーディネーター又は検体採取機関は、「付属文書 A - 障がいを伴う競技者に対する変更」に規定される障がいを伴う競技者の要望、及び、「付属文書 B - 18 歳未満の者である競技者に対する変更」に規定される 18 歳未満の者の競技者の要望を満たす特別の要件を含み、検体採取セッションが効果的に実施できることを確保するために必要なすべての情報を得るための体制を構築するものとする。

6.3.2 DCO は、最低限、競技者のプライバシーが確保される場所、また、可能であれば、検体採取セッションの期間中においてその用途のみに用いられる場所をドーピング・コントロール・ステーションとして使用するものとする。DCO は、これらの基準からの著しい乖離がある場合には、当該事実を記録するものとする。DCO がドーピング・コントロール・ステーションが不適切であると判断した場合には、当該 DCO は、上記の最低基準を充足する代替的な場所を探すものとする。

6.3.3 検査管轄機関又は検体採取機関は、検体採取セッション中に検体採取要員の他に現場に立ち会うことができる権限を与える基準を確立するものとする。最低でも、当該基準は下記のものを含むものとする。

- a) 競技者が尿検体を排出しているときを除く検体採取セッション中に、同伴者及び／又は通訳を帯同できる旨の競技者の権利；
- b) 「付属文書 A - 障がいを伴う競技者に対する変更」に定めるとおり、障がいを伴う競技者が同伴者により同伴される権利；
- c) 18 歳未満の者である競技者が尿検体を排出する時点において、立会人となる DCO / シャペロンを同伴者に監視させる、(「付属文書 B - 18 歳未満の者である競技者に対する変更」に規定されるとおりの) 18 歳未満の者である競技者の権利及び立会人となる DCO / シャペロンの権利。但し、当該同伴者は、18 歳未満の者である競技者からの要請がない限り、尿検体の排出を直接には監視してはならない；

- d) (該当する場合には、) WADA インディペンデント・オブザーバー・プログラムに基づく WADA により任命されたオブザーバー又は WADA の監査人；及び／又は、
- e) 検体採取要員のトレーニング又は検体採取機関の監査に関与している授権された人。

[第 6.3.3 項 (d) 及び (e) の解説:かかる WADA オブザーバー／監査人及び／又は授権された人は、尿検体の排出を直接には監視してはならないものとする。]

6.3.4 検体採取機関は、尿及び血液の検体について、最低でも以下を満たす、検体採取器具システムのみを使用するものとする：

- a) A 及び B の全ボトル、容器、試験管（スピッツ）、又はその他検体を密封するために使用する器具にそれぞれ固有のナンバリングシステムを導入すること、及び、該当する検体採取器具に対する ADAMS の要件を充足するバーコードその他類似するデータコードを有すること；
- b) 不正開封が明確となる密封システムを導入すること；
- c) 器具そのものから競技者の身元が明らかとならないようにすること；
- d) 競技者が使用するまで、全器具が清潔であり、密封されているようにすること；
- e) 器具が使用され又はさらされる取り扱い条件及び環境（搬送、分析機関の分析、及び時効完成に至るまでの長期間冷凍保存を含むがこれらに限られない。）に耐えることが可能な材料及び封印システムにより作られていること；
- f) 以下に該当する材料及び封印システムにより作られていること；
 - (i) 分析検査のために検体の完全性（化学的及び物理的特徴）を維持すること；
 - (ii) 尿及び血液について摂氏マイナス 80 度の温度に耐えることが可能であること。冷凍状態を下回る状態における完全性を判断するために行われる検査は、検体のボトル、容器又はチューブ（すなわち、血液又は尿）に保管される試料を使用するものとする；
 - (iii) 少なくとも三回の冷凍／解凍サイクルに耐えることが可能な材料及び封印システムにより作られていること；

- g) A 及び B のボトル、容器及びチューブは、検体が見えるよう透明であるものとする；
- h) 検体が正確に A 及び B のボトル又は容器に封印されていることを競技者及び DCO が検証することが可能な封印システムを有すること；
- i) 設備の正当性を検証する、セキュリティを特定する特徴が組み込まれていること；
- j) 空輸中の液漏れを予防するために、尿及び／又は血液検体を含む適用免除ヒト由来検体の搬送について、国際航空運送協会（IATA）の発行する基準を遵守していること；
- k) 品質管理マネジメントシステムを含む、国際的に認められた ISO9001 認証工程に基づき製造されたこと
- l) 検体の長期保存及び更なる分析のための「分析機関に関する国際基準」の要件に従い、検体及び検体管理の連鎖の完全性を維持するための固有のナンバリングシステムを有する不正開封が明確となる固有の新密封システムを使用して分析機関による最初の開封後に再度封印することが可能であること
- m) 器具が上記 b)、f)、g)、h)、i)、j) 及び l) の基準を最低限充足することを認証するために、製造者から独立であり、かつ ISO 17025 の認証を受けている検査機関による検査を受けていること
- n) 器具の材料又は封印システムに対する変更は、上記の m) において規定された基準を充足し続けることを確保するために再検査を必要とする

尿検体の採取について：

- o) 各 A 及び B のボトル又は容器において、少なくとも 85 ミリリットルの分量の尿を保持するだけの容量があること；
- p) 以下を示す、目に見えるマークが、A 及び B のボトル又は容器及び採尿カップにあること：
 - (i) 「付属文書 C - 尿検体の採取」に概要が記載されるとおり、各 A 及び B のボトル又は容器において必要とされる最低限の分量；

- (ii) ボトル、容器又は封印システムを害することなく、冷凍時に膨張することを許容する最大限の分量レベル；及び

- (iii) 採取カップにおける分析のための適切な尿量のレベル。

- q) 「付属文書 E - 尿検体 - 量不足」に従い、不十分な分量の検体を一時的に封印するための固有のナンバリングシステムを有する、部分的な検体の不正開封が明確な密封システムを含んでいること；

血液検体の採取について：

- r) 別個の A 及び B のチューブ及び容器で血液を採取し、保管し、搬送する能力を有すること；

- s) 完全な血液若しくは血漿における禁止物質若しくは禁止方法の分析、及び／又は血液パラメーターをプロファイリングするために、A 及び B のチューブは、少なくとも 3 ミリリットルの血液を保持するだけの容量が必要であり、血液凝固阻止剤として EDTA を含むものとする；

- t) 血清における禁止物質又は禁止方法の分析のために、A 及び B のチューブは、少なくとも 5 ミリリットルの血液を保持するだけの容量が必要であり、不活性ポリマーの血清分離ゲル及び血液凝固活性化因子を含むものとする；及び

[第 6.3.4 項 s) 及び t) の解説：適用される WADA の国際基準、テクニカルドキュメント又はガイドラインに具体的なチューブが示されている場合には、検体採取前に関連する分析機関が関与し、WADA が承認することにより、類似の基準を充足する代替的なチューブを使用することが認証される。]

- u) 血液検体の搬送について、保管及び搬送の装置並びに温度データ装置が、「付属文書 I - 血液アスリート・バイオロジカル・パスポート検体の採取、保管及び搬送」に列挙される要件を充足することを確保すること。

[第 6.3.4 項の解説：器具がステークホルダーに商業上利用可能なものとなる前に、フィードバックを求め器具が目的に適合することを確保するために、器具がアンチ・ドーピング・コミュニティ（競技者、検査管轄機関、検体採取機関、検体採取要員及び分析機関を含み得る。）に分配されることが強く推奨される。]

7.0 検体採取セッションの実施

7.1 本条の目的

検体の完全性、安全性、同一性が確保され、競技者のプライバシー及び尊厳が尊重された検体採取セッションを実施すること。

7.2 概略

検体採取セッションは、検体採取セッションの実施における全体的責任を明確にすることから始まり、検体が採取され安全に確保され、検体採取についての文書による記録が完了した時点で終了する。

主な活動は：

- a) 検体採取の準備；
- b) 検体の採取及び安全性の確保；並びに
- c) 検体採取の記録。

7.3 検体採取前における要件

7.3.1 検体採取機関は検体採取セッションの実施全体に責任を持ち、特定の責任を DCO に委任するものとする。

7.3.2 DCO は第 5.4.1 項において規定された競技者の権利及び義務を競技者に通知することを確保するものとする。

7.3.3 DCO/シャペロンは分析のための適切な比重を有する検体を提出する必要があることを念頭に置き、過度の水分補給を避けるよう助言するものとする。

7.3.4 アンチ・ドーピング機関は、ドーピング・コントロール・ステーション内で禁止され得る品目に関する基準を策定するものとする。この基準は、最低限、ドーピング・コントロール・ステーション内のアルコールの提供又は消費を禁止するものとする。

7.3.5 競技者は DCO 又はシャペロンによる継続的な監視下にあり、かつ DCO の許可があるときのみドーピング・コントロール・ステーションから退出することができる。DCO は、競技者が検体の提出が可能になるまで、第 5.4.4 項、第 5.4.5 項及び第 5.4.6 項の定めるとおり合理的な理由がある場合には、競技者によるドーピング・コントロール・ステーションからの退出についての要求を検討するものとする。

7.3.6 DCO が競技者がドーピング・コントロール・ステーションからの退出を許可する場合、DCO は競技者との間で、以下の退出の条件のすべてにつき合意するものとする：

- a) 当該競技者がドーピング・コントロール・ステーションを退出する目的；再入室する時刻（又は同意した活動が終了次第、再入室すること。）；
- b) 当該競技者が継続的な監視下に置かれ続けること；
- c) 当該競技者がドーピング・コントロール・ステーションに戻るまで排尿しないものとする；及び
- d) DCO は当該競技者の退及及び再入室の時刻を文書により記録するものとする。

7.4 検体採取における要件

7.4.1 DCO は、特定の検体採取の種類により、以下の付属文書に従い競技者から検体採取を行うものとする。

- a) 「付属文書 C - 尿検体の採取」；
- b) 「付属文書 D - 血液検体の採取」；
- c) 「付属文書 I - アスリート・バイオロジカル・パスポートのための血液アスリート・バイオロジカル・パスポート検体の採取、保存及び搬送」。

7.4.2 競技者及び／若しくは競技者に関する人による行動、又は検体採取に支障をきたす可能性のある異常な状態は、いずれも、DCO により、詳細に記録されるものとする。必要に応じて、検査管轄機関は「結果管理に関する国際基準」における「付属文書 A - 不遵守の可能性に関する審査」を適用するものとする。

7.4.3 検体の出所、又は真正性に疑惑がある場合、競技者は追加の検体を提出することを要求されるものとする。競技者が追加検体の提出を拒否した場合、DCO は、拒否の状況を詳細に文書により記録し、かつ、検査管轄機関は、「結果管理に関する国際基準」内の「付属文書 A - 不遵守の可能性に関する審査」を適用するものとする。

7.4.4 DCO は、競技者に対し、検体採取セッションが実施された経緯について当該競技者が持ちうる懸念に関し文書により記録する機会を提供するものとする。

7.4.5 検体採取セッションに関連して、最低でも以下の情報を記録するものとする：

- a) 通告の日付、時間及び通告をする DCO/シャベロンの氏名及び署名；
- b) ドーピング・コントロール・ステーションへの競技者の到着、そこからの一時的な離脱及び戻りの時刻；
- c) 採取された各検体が密封された日付及び時間並びに検体採取手続全体が完了した日付及び時間（すなわち、競技者がドーピング・コントロール・フォームの末尾に申告の署名をした時）；
- d) 競技者の氏名；
- e) 競技者の生年月日；
- f) 競技者の性別；
- g) （特定されている）第三者による場合を含み、競技者の本人確認が認証される方法（例えば、パスポート、運転免許証又は競技者ア krediteーションカード）；
- h) 競技者の自宅住所、電子メールアドレス及び電話番号；
- i) (TDSSA に従い) 競技者の競技及び種目；
- j) 競技者のコーチ及び医師の氏名（該当する場合）；
- k) 検体番号及び器具の製造元の記載；
- l) 検体の種類（尿、血液等）；
- m) 検査の種類（競技会（時）又は競技会外）；
- n) 立会い DCO/シャベロンの氏名及び署名；
- o) （該当する場合には）BCO の氏名及び署名；
- p) E.4.4 項に基づく部分検体情報 (Partial Sample information) ；
- q) 検体について必要とされる分析機関の情報（すなわち、尿検体の場合、量及び比重測定値）；

- r) 競技者により申告された、7日以内に摂取した薬及びサプリメント、並びに、(採取される検体が血液検体である場合) 3ヶ月以内の輸血の詳細；
- s) アスリート・バイオロジカル・パスポート血液検体については、DCO/BCOは「付属文書I－血液アスリート・バイオロジカル・パスポート検体の採取、保管及び搬送」で概要が記載されるとおり、情報を記録するものとする；
- t) 手続の不備、例えば、事前通告が提供されていた場合；
- u) 競技者により表明された、検体採取セッション実施に関する競技者のコメント又は懸念点；
- v) 検体採取データの処理に対する競技者の了承、及び「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」に従う当該処理の記載；
- w) 研究目的のために検体を使用することに対する競技者の同意等；
- x) (該当する場合には) 競技者の同伴者の第7.4.6項に基づく氏名及び署名；
- y) 競技者の氏名及び署名；
- z) DCOの氏名及び署名；
- aa) 検査管轄機関の名称；
- bb) 検体採取機関の名称；
- cc) 結果管理機関の名称；並びに
- dd) ドーピング・コントロール・コーディネーターの氏名 (該当する場合)。

[第7.4.5項の解説：上記のすべての情報は、単一のドーピング・コントロール・フォームに集約される必要はなく、むしろ、検体採取セッション中、並びに／又は各々の通告書式及び／又は補足報告書といったその他の公式文書を通じて収集しても良い。]

7.4.6 検体採取セッションの終了にあたり、当該競技者によって表明された懸念も含む形で、検体採取セッションの詳細が正確に反映されていることに満足したことを表すために、競技者及

び DCO は適切な文書に署名するものとする。当該競技者の同伴者は、出席しており手続に立ち会った場合には、当該文書に署名すべきである。

7.4.7 競技者は、競技者自身により電子的又は他の方法により署名された検体採取セッションの記録の写しの提供を受けるものとする。

8.0 安全性の確保／検査後の管理

8.1 本条の目的

ドーピング・コントロール・ステーションにおいて採取されたすべての検体及び検体採取文書がドーピング・コントロール・ステーションから搬送されるまで、安全に保管されていることを確保すること。

8.2 概略

検査後の管理は、競技者が検体提出後、ドーピング・コントロール・ステーションを退出した時から始まり、採取した検体及び検体採取文書のすべてについて搬送の準備が完了した時点で終了する。

8.3 安全性の確保／検査後の管理における要件

8.3.1 検体採取機関は、ドーピング・コントロール・ステーションからの搬送まで、採取された検体が完全性、同一性及び安全性が確保された状態で保管されるための基準を作成するものとする。この基準においては、最低でも、検体がどこに保管され、誰が検体の管理をするか、及び／又は誰が検体にアクセスすることを許されるかについて詳細が定められ文書化されるべきである。DCO は、すべての検体が当該基準に基づいて保管されるようにするものとする。

8.3.2 検体採取機関は、各検体の文書記録が実行され、かつ、安全に扱われることを確保するために、検体及び検体採取文書の検体管理の連鎖を記録するための体制を構築するものとする。これは、検体及び検体採取文書がいずれも意図された目的地に到着したことを確認することを含むものとする。分析機関は、「分析機関に関する国際基準」に従い、到着にあたり検体の状態に関する不規則性について検査管轄機関に報告するものとする。

[第 8.3.2 項の解説：ドーピング・コントロール・ステーションから出発する前に検体が保管される方法に関する情報は、(例えば) DCO 報告 に記録される場合がある。]

8.3.3 検体採取機関は、必要と判断した場合、分析を行う分析機関に対し実施される分析の種類に関する指示を出すことを確保する体制を構築するものとする。さらに、アンチ・ドーピング機関は、分析機関に対し、第 7.4.5 項 c)、f)、i)、k)、l)、m)、q)、r)、w)、aa)、bb)、及び cc) において要請されたとおり、結果報告及び統計上の目的のために、分析機関に情報を提供し、第 4.7.3 項に従い検体を保持することが義務づけられるのか否かを含めるものとする。

9.0 検体及び文書の搬送

9.1 本条の目的

- a) 検体及び関連文書が、分析を行う分析機関に、必要な分析を行うために適正な状態で到着することを確保すること；
- b) 検体採取セッション文書が、DCO により安全かつ適時に検査管轄機関に送られることを確保すること。

9.2 概略

9.2.1 搬送は、検体及び関連文書がドーピング・コントロール・ステーションから搬出された時点から始まり、検体及び検体採取セッション文書の目的地における受理が確認された時点で終了する。

9.2.2 主な活動は、分析を行う分析機関への検体及び関連文書の確実な搬送の手配、並びに検査管轄機関への検体採取セッション文書の確実な搬送の手配である。

9.3 検体及び文書の搬送及び保管における要件

9.3.1 検体採取機関は、検体及び文書がその完全性、同一性、安全性を保全された方法によって搬送されることを確保する搬送体制を承認するものとする。

9.3.2 検体は、常に検体採取機関が承認した搬送方法を使用し、検体採取セッション完了後可能な限り早急に、分析を行う分析機関へ搬送されるものとする。検体は、時間的遅延及び極度の温度変化のような要因による検体の劣化のおそれを最小化する方法でもって搬送されるものとする。

[第9.3.2項の解説：アンチ・ドーピング機関は、検体を分析する分析機関との間で、(例えば、検体が衛生的でない条件で採取された場合又は検体が分析機関に搬送される際に遅延が生じる場合)当該ミッションの具体的状況において必要な事項(例えば、検体の冷蔵又は冷凍が必要である旨)を定めるために、個別のミッションについての搬送条件を、検討すべきである。]

9.3.3 競技者を特定する文書は、分析を行う分析機関へ搬送される検体又は文書には同梱されないものとする。

9.3.4 DCOは、検体採取セッション完了後実行可能な限り早急に、関連する検体採取セッション文書すべてを、検体採取機関が承認した搬送方法(電子的送信を含む場合がある。)を使用し、検体採取機関へ搬送するものとする。

9.3.5 付随する文書若しくは検体採取セッション文書を伴う検体が、各々の目的地において受領されない、又は検体の完全性、同一性が搬送中に損なわれていたであろうとされる場合、検体採取機関は検体管理の連鎖を点検するものとし、検査管轄機関は検体を無効にするべきか否かを検討するものとする。

9.3.6 検体採取セッション及び/又はアンチ・ドーピング規則違反に関する文書は、「プライバシー及び個人情報保護に関する国際基準」で特定された期間その他の要件につき、検査管轄機関及び/又は検体採取機関によって保管されるものとする。

[第9.3項の解説：この国際基準における検体及び文書の搬送及び保管に関する要件は、尿、血液及び血液アスリート・バイオロジカル・パスポート検体の一切に等しく適用されるが、標準的な血液のための追加的要件が「付属文書D-血液検体の採取」に規定されており、アスリート・バイオロジカル・パスポートのための血液検体採取のための追加的要件が「付属文書I-血液アスリート・バイオロジカル・パスポート検体の採取、保管及び搬送」に規定されている。]

10.0 検体の所有権

10.1 競技者から採取した検体については、当該検体に関する検体採取セッションの検査管轄機関が所有する。

10.2 検査管轄機関は、検体の所有権を、要請により、結果管理機関又は別のアンチ・ドーピング機関に譲渡することができる。

10.3 WADA は、世界規程及び「分析機関に関する国際基準」に従い、特定の状況において検査管轄機関を引き受けることができる。

10.4 検査管轄機関がパスポート保有機関ではない場合には、検体採取を主導し、指示した検査管轄機関が、検体の追加的な分析検査に関する責任を保持するものとする。これは、ADAMSにおいてアスリート・バイオロジカル・パスポートの Adaptive Model により自動的に生成されたリクエスト（例えば、T/E の上昇による GC/C/IRMS 実施）に応じて、又は APMU により要請されたとおり（例えば、尿の「長期ステロイド・プロファイル」の異常な副次評価項目を理由として要請された GC/C/IRMS、又は、疑義のある血液マーカー値を理由とする ESA 検査）、更なる確認分析手続を行うことを含む。

第3部 インテリジェンスの収集及びドーピング調査に関する基準

11.0 インテリジェンスの収集、評価、利用

11.1 目的

アンチ・ドーピング機関は、自己が、アンチ・ドーピングのインテリジェンスを取得し、評価し、及び処理すること、ドーピングを抑止し、検出すること、効果的でインテリジェンスを活用し均衡な検査配分計画を策定すること、特定対象検査の計画を活用すること、並びに、世界規程第5.7項により要請されるとおりにドーピング調査を行うことがいずれも可能であることを確保するものとする。第11条の目的は、かかる目標のため、インテリジェンスの効率的かつ効果的な収集、評価、処理に関する基準を設定することにある。

[第11.1項の解説：検査は常にアンチ・ドーピングを達成するための取り組みにおける本質的な一部分をなすものではあるが、世界規程に定められたアンチ・ドーピング規則違反のすべてを検出し、そのすべてに対応する必要基準を設定するためには、検査のみでは十分ではない。特に、禁止物質及び禁止方法の場合には、しばしば検体の分析によって判明するが、その他のアンチ・ドーピング規則違反（及び、しばしば「使用」）の場合には、「非分析的な」アンチ・ドーピングのインテリジェンス及び情報の収集及びドーピング調査を通して、通常は初めて効果的に検出し、追及できる。これは、アンチ・ドーピング機関において、効率的かつ効果的なインテリジェンスの収集及びドーピング調査の機能を発展させる必要があることを意味する。WADAは、アンチ・ドーピング機関が利用可能である場合がある「非分析的」インテリジェンスの種類をよりよく理解することを支援し、世界規程及び国際基準を遵守する努力において署名当事者に対し支援及び指針を提供するために、事例研究をもとに「インテリジェンス及びドーピング調査に関するガイドライン」を策定した。]

11.2 アンチ・ドーピングのインテリジェンスの収集

11.2.1 アンチ・ドーピング機関は、競技者やサポートスタッフ（世界規程第10.7.1項に従い提供される、実質的な支援を含む）、一般市民（例えば、秘匿された電話ホットラインを通じて）、検体採取要員（ミッション・レポート、出来事の報告、その他の報告のいずれかを介するかを問わない）、分析機関、製薬会社、他のアンチ・ドーピング機関、WADA、国内競技連盟、法執行機関、その他の規制・規律機関、及び、（あらゆる形式における）メディアを含むがこれらに限られない、利用できるすべての情報源からアンチ・ドーピングのインテリジェンスを取得又は受領するため、あらゆる権限を行使するものとする。

11.2.2 アンチ・ドーピング機関は、取得され又は受領されたアンチ・ドーピングのインテリジェンスが、安全にかつ秘密裏に取り扱われること、インテリジェンスの情報源が保護されること、漏えい又は不注意による開示のリスクに対して適切な対処がなされること、並びに、法執行機関その他関連当局及び／又はその他の第三者により共有されたインテリジェンスが、正当なアンチ・ドーピングの目的のためにのみ処理され、利用され、開示されることを確保するために、適切な規範及び手続を定めるものとする。

11.3 アンチ・ドーピングのインテリジェンスの評価・分析

11.3.1 アンチ・ドーピング機関は、インテリジェンスの情報源の性質及びインテリジェンスが取得又は受領された状況を勘案のうえ、受領次第、すべてのアンチ・ドーピングのインテリジェンスの関連性、信頼性及び正確性の評価ができることを確保するものとする。

[第 11.3.1 項の解説：アンチ・ドーピングのインテリジェンスの評価・分析の基礎として利用できるモデルには、様々なものがある。また、かかるインテリジェンスを整理し、処理し、分析し、相互に参照する際に有用なデータベース及び事案管理システムも存在する。]

11.3.2 アンチ・ドーピング機関が取得又は受領したすべてのアンチ・ドーピングのインテリジェンスは、アンチ・ドーピング機関がそのパターン、傾向及び関係性を確立するために整理され、分析されるべきである。それにより、効果的なアンチ・ドーピング戦略を策定し、及び／又は、(インテリジェンスが特定の事案に関係する場合) 第 12 条及び「結果管理に関する国際基準」に従い、更なるドーピング調査が必要となるようなアンチ・ドーピング規則違反が行われたと疑うべき合理的な事情があるか否かを決定することに役立つこととなる。

11.4 インテリジェンスの結果

11.4.1 アンチ・ドーピングのインテリジェンスは、以下の目的（これらに限られない。）のために使用されるものとする。検査配分計画を開発し、レビューし、改訂すること、並びに／又は特定対象検査の実施時期を決定することを助けるため。各々の場合において、第 4 条に従い、及び／又は第 12 条に従いドーピング調査でも参照される対象が特定されるインテリジェンス・ファイルの作成を助けるため。

11.4.2 アンチ・ドーピング機関は、(適切な場合、適用される法に従い) 他のアンチ・ドーピング機関（例えば、インテリジェンスが他のアンチ・ドーピング機関の権限下の競技者又はその他の人に関係する場合）、法執行機関、及び／又はその他の関連する規制・規律機関（例えば、インテリジェンスが、犯罪、規制違反、又はその他のルール違反がなされたことを示唆する場合）と、インテリジェンスを共有するための規範及び手続を策定し実施すべきである。

11.4.3 アンチ・ドーピング機関は、WADA のホームページにおいて利用可能な、WADA の内部告発者ポリシーにおいて概要が規定されるとおり、内部告発者を支援し、奨励するためのポリシー及び手続を開発し、実施すべきである。

12.0 ドーピング調査

12.1 目的

12.1 第 12 条の目的は、アンチ・ドーピング機関が世界規程に基づき実施しなければならない、効率的かつ効果的なドーピング調査を実施するための基準を策定することであり、そのドーピング調査には以下のものが含まれるが、これらに限られない：

- a) 「結果管理に関する国際基準」に従い行われる、非定型報告、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告及びアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告へのドーピング調査；
- b) 「結果管理に関する国際基準」に従い行われる、アンチ・ドーピング規則違反が行われたと疑うべき合理的な事情がある場合の、その他あらゆる分析的若しくは非分析的な情報及び／又はインテリジェンスへのドーピング調査；
- c) ドーピングに関与するその他の人又は方法（例えば、該当する競技者を面談すること）に関して更なるインテリジェンスを取得するために違反が疑われる分析報告を取り巻く及び／又はこれに起因する状況の調査；並びに
- d) 競技者によるアンチ・ドーピング規則違反が証明された場合に、世界規程第 20 条に従い行われる、サポートスタッフ又はその他の人がかかる違反に関与したか否かに関するドーピング調査。

12.1.1 各場合において、ドーピング調査の目的は以下のいずれかである：

- a) 違反の可能性／違反に対する関与の可能性を排除すること；
- b) 世界規程第 8 条に従い、アンチ・ドーピング規則違反に関する手続を開始することを裏づける証拠を積み上げること；又は、
- c) 世界規程若しくは該当する国際基準の違反の証拠を提供すること。

12.2 アンチ・ドーピング規則違反の可能性の調査

12.2.1 アンチ・ドーピング機関は、「結果管理に関する国際基準」に従い、アンチ・ドーピング規則違反が行われたと疑うべき合理的な理由があることを示唆する分析的又は非分析的な情報又はインテリジェンスについて、秘密裏にかつ効果的にドーピング調査を行うことができることを確保するものとする。

[第 12.2.1 項の解説：競技者から検体の採取を試みた際、世界規程第 2.3 項に違反する、検体採取の回避及び／又は適切な通知後の検体採取のための出頭の拒否又は不履行を示唆する情報、又は、世界規程第 2.5 項に違反する、ドーピング・コントロールに関する不正干渉又は不正干渉の企てを示唆する情報が得られた場合、当該事案は、「結果管理に関する国際基準」に従いドーピング調査が行われるものとする。]

12.2.2 アンチ・ドーピング機関は、アンチ・ドーピング規則違反の可能性に関して、情報及び文書を許容性及び信頼性のある証拠として積み上げるため、並びに／又は、かかる証拠の発見につながりうる更なる一連の調査内容を特定するために、できる限り速やかに、すべての関連する情報及び文書を収集し記録するものとする。アンチ・ドーピング機関は、常に、ドーピング調査が公正、客観的かつ公平に実施されることを確保する。ドーピング調査行為、当該ドーピング調査の過程で特定された情報及び証拠の評価、並びに、ドーピング調査の結果は、すべて文書化されるものとする。

[第 12.2.2 項の解説：事案発生からドーピング調査まで時間があるほど、一定の証拠が失われる可能性が高まることから、情報については、できる限り速やかに、かつ、できる限り詳細にわたって、ドーピング調査を行うアンチ・ドーピング機関に提供されると共に、ドーピング調査を行うアンチ・ドーピング機関が収集することが重要である。ドーピング調査は、ひとつの結論（例えば、競技者又はその他の人に対するアンチ・ドーピング規則違反の手続を開始すること）のみを追及する狭い視野において行われるべきではない。むしろ、ドーピング調査に携わる者は、ドーピング調査の各重要な段階において、あらゆる結果の可能性を受け入れ目を配り、あらゆる結果の可能性を念頭において検討するべきであり、応答すべき事案があることを示すために利用可能な証拠のみならず、応答すべき事案がないことを示すために利用可能な証拠も収集すべきである。]

12.2.3 アンチ・ドーピング機関は、ドーピング調査を行うにあたり、合理的に利用できるすべての資源を利用するべきである。これは、法執行機関及びその他の規制機関等の関連当局から情報を取得し又は援助を得ることを含む。しかしながら、アンチ・ドーピング機関は、自己の権限下におけるすべてのドーピング調査の資源をも、最大限に利用すべきである。これには、アスリート・バイオロジカル・パスポート・プログラム、適用される規則において付与されたドーピング調査権限（例えば、関連する文書及び情報を提出することを要求する権限、潜在的な証人及びドーピング調査対象となる競技者又はその他の人を面談する権限）、並びに、世界規程第 10.7.1 項に

従い、実質的な支援を提供することと引き換えに、競技者又はその他の人に対して課された資格停止期間を猶予する権限が含まれる。

12.2.4 競技者及びサポートスタッフは、世界規程第 21 条にて義務づけられるとおり、アンチ・ドーピング機関の行うドーピング調査に協力するものとする。かかる協力を懈怠した場合、懈怠した者に対し、適用される規則に基づき、規律処分が行われる。もし、競技者及びサポートスタッフの行為が、(例えば、間違った、誤解を誘発するような又は不完全な情報を提供し、及び／又は、潜在的な証拠を破壊することにより)、ドーピング調査手続の妨害となる場合、アンチ・ドーピング機関は、世界規程第 2.5 項違反(不正干渉又は不正干渉の企て)として、当該競技者及びサポートスタッフに対する手続を開始すべきである。

12.3 ドーピング調査の結果

12.3.1 アンチ・ドーピング機関は、競技者及びその他の人に対してアンチ・ドーピング規則違反を行ったと主張する手続を行うべきか否かにつき、効果的にかつ不当な遅滞なく決定するものとする。世界規程第 13.3 項において定められるとおり、アンチ・ドーピング機関が WADA の定めた合理的期限内にかかる決定を行わなかった場合、WADA は、アンチ・ドーピング機関においてアンチ・ドーピング規則違反がなかったという決定を下したとみなし、CAS に対して直接不服申立てをすることができる。しかし、世界規程第 13.3 項の解説にあるとおり、WADA は、かかる行為を行う前に、アンチ・ドーピング機関と相談し、当該アンチ・ドーピング機関が決定を下していない理由を説明する機会を与える。

12.3.2 アンチ・ドーピング機関が、ドーピング調査の結果、競技者又はその他の人に対しアンチ・ドーピング規則違反を行ったと主張する手続を行うべきとの結論に至った場合、アンチ・ドーピング機関は、「結果管理に関する国際基準」の定める方法にてかかる決定を通知するものとし、また、世界規程第 8 条に従い、当該競技者又はその他の人に対する手続を開始するものとする。

12.3.3 アンチ・ドーピング機関が、ドーピング調査の結果、競技者又はその他の人に対して、アンチ・ドーピング規則違反を行ったと主張する手続を開始すべきではないと結論づけた場合、以下のとおりとする。

12.3.3.1 世界規程第 14.1.4 項に従い、アンチ・ドーピング機関は、WADA、競技者又はその他の人の国際競技連盟及び国内アンチ・ドーピング機関に対して、書面にて、かかる決定を理由を付して通知するものとする。

12.3.3.2 アンチ・ドーピング機関は、WADA、国際競技連盟及び／又は国内アンチ・ドーピング機関から、かかる決定に対し不服申立てをするか否か決定するために、合理的な要請があった場合、ドーピング調査に関するその他の情報を提供するものとする。

12.3.3.3 いずれにせよ、アンチ・ドーピング機関は、ドーピング調査の期間に取得したインテリジェンス及び／又は得た教訓が、検査配分計画の策定に活かされ、及び／若しくは特定対象検査を計画するために利用されるべきか、並びに／又は、第 11.4.2 項に従い他の機関と共有されるべきか否かを、検討するものとする。

第 4 部：付属文書

付属文書 A – 障がいを伴う競技者に対する変更

A.1 目的

可能であれば、検体採取セッションの完全性を損なわずに、検体提出に関して、障がいを伴う競技者の特定の要望が考慮されることを確保すること。

A.2 適用範囲

変更が必要であるか否かの判断は、障がいを伴う競技者が関わる検体採取の状況の特定から、必要かつ可能な場合の検体採取手続及び器具に対する変更まで及ぶ。

A.3 責任

A.3.1 検査管轄機関又は検体採取機関（該当する方）は、可能な場合、DCO が障がいを伴う競技者に対して、検体採取セッションを実施するために必要な情報（検体採取セッションを行う上で従うべき手続に影響し得る障がいの詳細を含む。）及び検体採取器具を有することを確保する責任がある。

A.3.2 DCO は検体採取について責任を負う。

A.4 要件

A.4.1 競技者の障がいによる変更の必要性がない限り、障がいを伴う競技者に対する通告及び検体採取は、そのすべての局面において、標準的な通告及び検体採取手続に従い実施されるものとする。

[A.4.1 の解説：知的障がいを伴う競技者の場合、検査管轄機関は、当該競技者の同伴者からの同意を得て、それを検体採取機関及び検体採取要員にこれを通知するか否かについて、判断するものとする。]

A.4.2 検体採取の立案と準備において、検体採取機関及び DCO は、検体採取器具及びドーピング・コントロール・ステーションを含め、通告又は検体採取の標準的手続に対する変更が要請

される可能性がある、障がいを伴う競技者の検体採取の有無を検討するものとする。

A.4.3 検体採取機関及び DCO は、可能な場合、その変更が検体の同一性、安全性又は完全性を損なわない限り、状況が要請する場合には変更を行う権限を持つものとする。DCO は、競技者の障がいのためにどのような変更が必要か判断するために、競技者と相談するものとする。かかる変更はすべて文書により記録されるものとする。

A.4.4 知的障がい、身体障がい又は知覚障がいを伴う競技者につき、競技者により権限が与えられ、かつ DCO が同意した場合には、競技者の同伴者又は検体採取要員は検体採取セッション中に補助を行うことがある。

A.4.5 DCO は、検体の同一性、安全性及び完全性に影響がない限り、競技者が検体を提出することを可能にするために必要な代替検体採取器具又は代替的なドーピング・コントロール・セッションの使用を決定することができる。

A.4.6 採尿システム又はドレナージシステムを使用している競技者は、分析用に尿検体を提出する前に、当該システムに存在する尿を取り除くよう義務づけられる。可能な場合、既存の採尿システム又はドレナージシステムは、検体の採取前に、新しい、未使用のカテーテル又はドレナージシステムに交換されるべきである。カテーテル又はドレナージシステムは、検体採取器具の一部として検体採取機関により提供されることを義務づけられるものではない。むしろ、かかる目的のために必要な器具については、競技者の責任で用意されるべきである。

A.4.7 視覚障がい又は知的障がいのある競技者については、DCO 及び／又は競技者は、当該競技者が検体採取セッション中に同伴者が立ち会うか否かを決定することができる。検体採取セッション中には、競技者の同伴者及び／又は DCO の同伴者は、競技者が尿検体を排出するときに立ち会っている DCO / シャベロンを監視することができる。当該同伴者は、競技者により要請される場合を除き、尿検体の排出を直接監視することはできない。

A.4.8 DCO は、上記にて適用された変更を含め、障がいを伴う競技者のために標準的な検体採取手続に対して行われた変更を記録するものとする。

附属文書 B - 18 歳未満の者である競技者に対する変更

B.1 目的

可能であれば、検体採取セッションの完全性を損なうことなく、検体の提出に関して、18 歳未満の者である競技者の特定の要望が満たされることを確保すること。

B.2 適用範囲

変更が必要であるか否かの判断は、18 歳未満の者である競技者が関わる検体採取の状況の特定から、必要かつ可能な場合のこれら競技者に対する検体採取手続に対する変更まで及ぶ。

B.3 責任

B.3.1 検査管轄機関は、可能な場合、18 歳未満の者である競技者に対して検体採取セッションを実施するために必要な情報を DCO が有することを確保する責任がある。このことは、必要があれば、検査管轄機関において、18 歳未満の者である参加競技者を検査するために、親権者からの必要な同意を確認することを含む。

B.3.2 DCO は検体採取について責任を負う。

B.4 要件

B.4.1 競技者が 18 歳未満の者であることによる変更の必要性がない限り、18 歳未満の者である競技者に対する通告及び検体採取は、そのすべての局面において、標準的な通告及び検体採取手続に従い実施されるものとする。

B.4.2 検体採取の立案又は準備において、検体採取機関及び DCO は、通告又は検体採取の標準的手続に対する変更を要請される可能性がある、18 歳未満の者である競技者の検体採取の有無を検討するものとする。

B.4.3 検体採取機関及び DCO は、可能な場合、その変更が検体の同一性、安全性又は完全性を損なわない限り、状況が要請する場合には変更を行う権限を持つものとする。かかる変更はすべて文書により記録されるものとする。

B.4.4 18 歳未満の者である競技者は、DCO / シャベロンに加え、競技者の同伴者 (18 歳未満の者ではない者とする。)の前で通告を受けるべきであり、検体採取セッション全体を通じて、

同伴者を伴うことを選択することができる。18歳未満の者が同伴者を断ったとしても、検体採取機関又はDCO（該当する方）は、競技者に対する通告の間に第三者が同席すべきか否かを検討するものとする。

B.4.5 18歳未満の者である競技者が検体採取中に、同伴者の同席を断った場合、当該事実はDCOにより明確に文書により記録されるものとする。当該事実は、検査を無効にするものではないが、記録されるものとする。

B.4.6 DCOは、同席するものとされたDCO/シャペロンに加えて、18歳未満の者である競技者から検体を採取する間に同席する者を決定するものとする。18歳未満の者の同伴者は検体の提供の間同席することができる（当該18歳未満の者が尿検体を排出する際にDCOを監視するが、当該18歳未満の者からの要請がない限り、尿検体の排出を直接監視しないものとするを含む。）。DCO/シャペロンの同伴者は、DCO/シャペロンのみを監視するものとし、検体の排出は直接監視しないものとする。

B.4.7 18歳未満の者に対するすべての競技会外の検査について推奨される実施場所は、例えばトレーニングの場所といった、検体採取セッション中に競技者の同伴者（18歳未満の者ではない者とする。）が同席することのできる可能性が最も高い場所である。

B.4.8 検査管轄機関又は検体採取機関（該当する方）は、18歳未満の者である競技者の検査に競技者の同伴者（18歳未満の者ではない者とする。）が同席しない場合に適切な措置（例えば、当該18歳未満の者である競技者の検体採取セッション中に複数の検体採取要員が同席していることを確保すること。）を検討し、また、当該18歳未満の者により要請された場合には、競技者に成年の同伴者を手配するものとする。

付属文書 C – 尿検体の採取

C.1 目的

競技者の尿検体は、以下のことを確保する方法で採取する：

- a) 医療の場で国際的に認知されている標準的予防措置に関連する原則に適合した方法で、競技者及び検体採取要員の健康と安全性が損なわれないようにすること；
- b) 当該検体が分析のための適切な比重条件及び分析のための適切な尿量を満たすこと。検体が当該条件を満たさないことは、分析のための検体の適合性を否定するものではない。分析のための検体の適合性に関する決定は、関係する分析機関が、該当の検体採取セッションの検査管轄機関と協議した上で行う；

[C.1.b)の解説：分析のための適切な比重及び分析のための適切な尿量について現地で行われる測定は、検体が分析のための要件を充足しているか査定するために性質上初歩的なものである。分析機関の器具の精密さを理由として、現地での測定と最終的な分析機関の測定との間に齟齬がある可能性がある。分析機関の測定が最終的なものとみなされ、当該齟齬（もしあれば）は、競技者が違反が疑われる分析報告を無効なものとし又は別途これを争うことを求める根拠とはならないものとする。]

- c) 検体が不正に操作され、置き換えられ、汚染され、その他不当に変更されていないこと；
- d) 検体が明確かつ正確に識別できること；並びに
- e) 検体の不正開封が明確な装置をもって嚴重に密封されていること。

C.2 適用範囲

尿検体の採取は、競技者が検体採取における要件について通知されていることを確保することから始まり、競技者の検体採取セッション終了時に残留した尿をすべて廃棄したことで終了する。

C.3 責任

C.3.1 DCO は、各検体が適切に採取、識別、及び密封されることを確保する責任がある。

C.3.2 DCO/シャベロンは、尿検体の排出を直接目視する責任がある。

C.4 要件

C.4.1 DCOは、「付属文書 A -障がいを伴う競技者に対する変更」に定められる変更を含め、競技者が検体採取セッションにおける要件を通知されていることを確保するものとする。

C.4.2 DCOは、競技者が採尿カップの選択肢が提供されていることを確保するものとする。競技者の障がいの性質により、「付属文書 A -障がいを伴う競技者に対する変更」に定められる追加又はその他の器具を使用する必要性がある場合、DCOは、当該器具が検体の同一性又は完全性に影響を与えないことを確保するために、確認するものとする。

C.4.3 競技者が採尿カップ及び尿検体を直接入れるその他すべての検体採取器具を選択する際、DCOは競技者に対して、選択した器具における封印が損なわれておらず、かつ、当該器具が不当に改変されていないことを確認するよう指示するものとする。選択した器具に競技者が不満足の場合、当該競技者は他の器具を選択することができる。競技者が用意されている器具のいずれについても不満足の場合、DCOは、当該事項を記録するものとする。用意された器具のすべてに不満足であるという競技者の意見にDCOが同意しない場合、DCOは、当該競技者に対し検体採取セッションを続けるよう指示するものとする。用意された器具のすべてに不満足であるという競技者の意見にDCOが同意した場合、DCOは検体採取セッションを中止し、DCOはこれを記録するものとする。

C.4.4 競技者の障がいを理由として「付属文書 A -障がいを伴う競技者に対する変更」に定められる補助が必要とされる場合を除き、検体（又は部分検体）が密封されるまで、競技者は、採尿カップ及び提出された検体を管理し続けるものとする。例外的状況において、競技者が権限を与え、かつ、DCOが同意する場合、検体採取セッション中に、競技者の同伴者又は検体採取要員による追加的補助が競技者に提供されることがある。

C.4.5 検体の排出を目視する DCO/シャベロンは、検体を提出する競技者と同性とするものし、該当する場合には、競技者が競技した競技大会の性別に基づくものとする。

C.4.6 DCO/シャベロンは、実行可能な場合には、競技者が検体の提出の前に両手を水のみにより十分に洗浄するか、又は検体の提出の間適切な手袋（例えば、使い捨て手袋）をはめること

を確保するものとする。

C.4.7 DCO/シャペロン及び競技者は、検体を採取するためプライバシーエリアへ進むものとする。

C.4.8 DCO/シャペロンは、検体が競技者の体から出ていることについて視界が遮られないようにするものとし、かつ、検体が密封されるまで提出後も検体を監視し続けるものとする。検体の排出において視界が明瞭かつ妨げられないようにするために、DCO/シャペロンは、競技者に対して、検体排出に対する DCO/シャペロンの明瞭な視界を制約する一切の衣服を取り除き、又は調整するよう指示するものとする。

C.4.9 DCO/シャペロンは、競技者の排出した尿が採尿カップの上限の分量まで採取され、その後、競技者がトイレに完全に排尿するよう促されることを確保するものとする。DCOは競技者の完全なる視界内で、分析のための適切な尿量が提出されていることを検証するものとする。

C.4.10 競技者から提出される尿の量が不十分な場合、DCOは「付属文書E－尿検体－量不足」に定められる部分検体採取手順に従うものとする。

C.4.11 競技者から提出された尿の量が十分となった場合、DCOは、付属文書C.4.3項に従い、競技者にA及びBボトル又は容器を含んだ検体採取キットを選択するよう指示するものとする。

C.4.12 検体採取キットが選択された時点で、DCO及び競技者は、すべての検体番号が一致していること、及びDCOが当該検体番号をドーピング・コントロール・フォームに正確に記録したことを確認するものとする。競技者又はDCOが番号の相違を発見した場合、DCOは、付属文書C.4.3項に従い競技者に対して別のキットを選択するよう指示するものとする。DCOは当該事実を記録するものとする。

C.4.13 競技者は、最小限の分析のための適切な尿量をBボトル又は容器へ入れ（最少で30ミリリットル）、その後Aボトル又は容器に残りの尿（最少で60ミリリットル）を入れるものとする。分析のための適切な尿量は、絶対的な最小値とみなされるものとする。最小限の分析のための適切な尿量を超えた尿が提出された場合、DCOは、器具メーカーの推奨する容量で、競技者がAボトル又は容器を満たすことを確保するものとする。尿がなお残っている場合、DCOは、器具メーカーの推奨する容量で、競技者がBボトル又は容器を満たすことを確保するものとする。DCOは採尿カップの中に少量の尿が残るようにすることを競技者に対して指示し、付属文書C.4.15項に従い、DCOが残りの尿を測定するためであると説明するものとする。

C.4.14 競技者は、DCO の指示に従い、A ボトル及び B ボトル又は容器を密封するものとする。DCO は、競技者の完全なる視界内で、ボトル又は容器が適切に密封されていることを確認するものとする。

C.4.15 DCO は、検体が分析のための適切な比重条件を満たしているか否かを判断するため、探尿カップに残留した尿を測定するものとする。DCO の測定の結果、当該検体が分析のための適切な比重条件を満たしていないことが示された場合、DCO は「付属文書 F – 分析のための適切な比重条件を満たしていない尿検体」に従うものとする。

C.4.16 付属文書 C.4.15 項に従って A 及び B 両方のボトル又は容器が容量を満たした場合、かつ、付属文書 C.4.15 項に従い残留させた尿が測定された後でなければ、尿は廃棄されるべきではない。

C.4.17 競技者は、分析に送られない残留尿が廃棄されることに立ち会う権利を付与されるものとする。

付属文書 D – 血液検体の採取

D.1 目的

下記のことを確保する方法で競技者の血液検体を採取すること：

- a) 競技者及び検体採取要員の健康及び安全性を損なわないように、医療の場で国際的に認知された予防基準に適合すること、及び検体が適切な資格を有する人により採取されること；
- b) 検体に関連する分析ガイドラインを満たした質及び量であること；
- c) 検体が不正に操作され、置き換えられ、汚染され、その他不当に改変されていないこと；
- d) 検体が明確かつ正確に識別されること；及び
- e) 検体が不正開封が明確な装置をもって嚴重に密封されていること。

D.2 適用範囲

血液検体の採取は、競技者に検体採取における要件について通知されていることを確保することから始まり、検体を分析する分析機関へ搬送される前に検体を適切に保管したことで終了する。

D.3 責任

D.3.1 DCO は以下のことを確保する責任がある：

- a) 各検体が適切に採取、識別及び密封されていること；並びに
- b) すべての検体が、関連する分析ガイドラインに従い適切に保管され発送されていること。

D.3.2 BCO は、血液検体の採取、検体提出の間における質問への回答、及び検体採取セッションを完了するために不必要な使用済みの血液採取用具の適切な廃棄を行う責任がある。

D.4 要件

D.4.1 血液に関わる手続は、医療現場における予防に関する地域的な基準及び規制上の要件が、

以下に定める基準及び要件を上回る場合には、かかる地域的な基準及び規制に適合するものとする。

D.4.2 血液検体採取器具は、以下で構成するものとする。

- a) 第 6.3.4 項の要件を充足する採血管；及び／又は
- b) 採血管の安全な搬送のための A 及び B のボトル／容器；及び／又は
- c) 検体番号を有する採血管のための固有のラベル；及び／又は
- d) WADA の検体採取ガイドライン及び第 6.3.4 項に定めるとおり、採血に関連して使用される他の種類の器具。

D.4.3 DCO は、「付属文書 A - 障がいを伴う競技者に対する変更」に定められる変更を含め、競技者が検体採取における要件を適切に通知されていることを確保するものとする。

D.4.4 DCO／シャペロン及び競技者は、検体が提出される場所へ行くものとする。

D.4.5 DCO／BCO は、検体提出前に最低でも 10 分間、快適な状態を競技者に提供することを確保し、競技者に対し足を床につけて通常の腰掛けた体勢でいることを指示するものとする。

D.4.6 DCO／BCO は、競技者に対して検体採取に必要な検体採取キットを選択させ、かつ、選択した器具が不当に改変されておらず、かつ、当該器具における封印が損なわれていないことを確認するよう指示するものとする。競技者が選択したキットに不満足の場合、当該競技者は他のキットを選択することができる。競技者が用意されているキットのすべてに不満足であり、入手可能なものが他にない場合、DCO は当該事項を記録するものとする。用意されたキットのすべてに不満足であるという競技者の意見に DCO が同意しない場合、DCO は当該競技者に対し、検体採取セッションを続けるよう指示するものとする。用意されたキットのすべてに不満足であるという競技者の意見に DCO が同意した場合、DCO は検体採取セッションを中止し、DCO はこれを記録するものとする。

D.4.7 検体採取キットが選択された時点で、DCO 及び競技者は、すべての検体番号が一致していること、及び、DCO が当該検体番号をドーピング・コントロール・フォームに正確に記録したことを確認するものとする。競技者又は DCO が番号の相違を発見した場合、DCO は競技者に対して別のキットを選択するよう指示するものとする。DCO は当該事実を記録するものとする。

D.4.8 BCO は、競技者又は当該競技者の競技力に悪影響を与えないであろう、静脈穿刺のための最適な部位を査定するものとする。これは、他方の腕がより適切であると BCO が査定する場合を除き、利き腕でないほうの腕であるべきである。BCO は皮膚を滅菌消毒剤ワイブあるいはスワブで消毒し、必要に応じ駆血帯を用いるものとする。BCO は、表層静脈から採血管へ血液検体を採取するものとする。駆血帯を使用した場合、静脈穿刺を行った直後に取り外すものとする。

D.4.9 採取する血液量は、WADA の検体採取ガイドラインに定められたとおり、検体分析を行うため分析上必要な要件を満たすのに十分なものとする。

D.4.10 競技者から最初の試行において採取できた血液量が不十分である場合、BCO は当該手順を、最大で合計 3 回まで、繰り返すものとする。3 回の試行すべてにおいて十分な量の血液を採取することに失敗した場合、BCO は DCO に通知するものとする。

DCO は、血液検体採取を中止し、中止した理由を記録するものとする。

D.4.11 BCO は、穿刺部分にガーゼをあてがうものとする。

D.4.12 BCO は、血液を取り扱う際に求められる地域的な基準に従い、検体採取セッションを完了するために必要とされない使用済み血液採取器具を廃棄するものとする。

D.4.13 検体について遠心分離又は血清分離といった追加的な現場での手続が必要となる場合(例えば、アスリート・バイオロジカル・パスポート・プログラムに関連して検体を使用する場合には、採血管への血液の移行が終了した後、BCO は、採血管を支持器からはずして、手で最低 3 回採血管を静かに反転させて採血管の中の血液をなじませるものとする。競技者は、自己の検体が不正開封が明確なキットに密封されるまで、血液採取エリアに残り、自己の検体を監視し続けるものとする。

D.4.14 競技者は、DCO の指示に従い、自らの検体を不正開封が明確なキット内に密封するものとする。DCO は、競技者の完全なる視界内で、十分に密封できていることを確認するものとする。競技者及び DCO/BCO は、ドーピング・コントロール・フォームに署名するものとする。

D.4.15 密封された検体は、ドーピング・コントロール・ステーションから検体を分析する分析機関へ搬送されるまで、完全性、同一性及び安全性を確保する方法で保存されるものとする。

D.4.16 血液検体は、第 9 条及び WADA の検体採取ガイドラインに従い、搬送されるものとする。搬送の手続は、DCO の責任である。血液検体は、外部の気温の変化にかかわらず、温度記録装置により測定された冷涼かつ一定した環境において、時間が経過しても検体の完全性を維持でき

る器具によって、搬送されるものとする。搬送器具は、検査管轄機関又は検体採取機関が承認した安全な方法で搬送されるものとする。

[D.4の解説：本付属文書の要件は、標準分析及びアスリート・バイオロジカル・パスポートを目的として採取された血液検体に適用される。アスリート・バイオロジカル・パスポートにのみ適用される追加的的要件は、付属文書 I に規定されている。]

付属文書 E – 尿検体 – 量不足

E.1 目的

分析のための適切な尿量が提出されない場合、以下に定める適切な手続に従うことを確保すること。

E.2 適用範囲

本手続は、競技者の提出した検体が分析のための適切な尿量ではない旨を競技者に対して通知することから始まり、競技者から十分な量の検体が提出された時点で終了する。

E.3 責任

DCO は、検体量が不十分であることを言明し、かつ、総量として十分な検体を得るため、追加の検体を採取する責任を負う。

E.4 要件

E.4.1 採取された検体の量が不十分である場合、DCO は、分析のための適切な尿量における要件を満たすために更なる検体の採取が必要である旨を競技者に通知するものとする。

E.4.2 DCO は付属文書 C.4.3 項に従い、部分検体採取器具を選択するよう競技者に指示するものとする。

E.4.3 DCO は、競技者に対し、関連器具を開封し、新しい容器にその不十分な検体を注ぎ（検体採取機関の手続において、不十分な検体を元の採尿カップのまま残留させることが許される場合はこの限りでない。）、かつ、DCO の指示に従い部分検体密封システムを使用してこれを密封するよう指示するものとする。DCO は競技者の完全なる視界内において、当該容器（又は、元の採尿カップのどちらか当てはまる方）が適切に密封されていることを確認するものとする。

E.4.4 DCO は、部分検体番号と、不十分な検体の量をドーピング・コントロール・フォームに記録し、その正確性を競技者に確認するものとする。DCO は、密封された部分検体を管理し続けるものとする。

E.4.5 追加検体の提出を待つ間、競技者は、第 7.3.3 項に従い、継続的な監視下に留まり、水分補給を行う機会が与えられるものとする。

E.4.6 競技者が追加検体を提出することが可能になった際、最初の検体と追加の検体を合わせて十分な量の尿が提出されるまで、「付属文書 C – 尿検体の採取」に定められるとおり、検体採取手順を繰り返し行うものとする。

E.4.7 提出された各検体に続き、DCO 及び競技者は、前に提出された部分検体が含まれている容器の密封シールが損なわれていないことを確認するものとする。シールの完全性に異常がみられる場合は、DCO により記録され、かつ、「結果管理に関する国際基準」の「付属文書 A – 不遵守の可能性に関する審査」に従いドーピング調査を行うものとする。DCO は、追加的な検体が競技者から採取されることを要請することができる。要請された場合に更なる検体を提供することを拒否することは、検体採取の量の最低限の要件が充足されていないときには、DCO により記録され、「結果管理に関する国際基準」に従い、不遵守の可能性があると取り扱われるものとする。

E.4.8 その後に DCO は、競技者に対し、密封シールを開封し、元の部分検体に対して、少なくとも分析のための適切な尿量に達するまで、追加検体を採取された順序で加える形でこれら複数の検体を一緒にするように指示するものとする。

E.4.9 DCO 及び競技者は、必要に応じて、付属文書 C.4.12 項又は付属文書 C.4.14 項に従うものとする。

E.4.10 DCO は、付属文書 C.4.15 項に従い、残留している尿が付属文書 F に従い分析のための適切な比重における要件を満たすことを確認するものとする。

E.4.11 尿は、A ボトル及び B ボトル双方が付属文書 C.4.1.4 項に従う容量を満たし、残留している尿が付属文書 C.4.15 項に従い確認されたときに限り、廃棄されるべきである。分析のための適切な尿量は、絶対的な最小値とみなされるものとする。

附属文書 F – 分析のための適切な比重における要件を満たしていない尿検体

F.1 目的

尿検体が分析のための適切な比重における要件を満たしていない場合に、適切な手続が行われることを確保すること。

F.2 適用範囲

本手続は、DCO が競技者に対して更なる検体が必要な旨を通知することから始まり、分析のための適切な比重における要件を満たす検体の採取、又は必要な場合、検査管轄機関による適切なその後の処置が行われた時点で終了する。

F.3 責任

F.3.1 検体採取機関は、採取された当初の検体が分析のための適切な比重における要件を満たさない場合に、適切な検体が採取されることを確保する手続を確立する責任を負う。

F.3.2 DCO は、適切な検体が得られるまで追加検体採取を行う責任を負う。

F.4 要件

F.4.1 DCO は、分析のための適切な比重における要件が満たされていないことを判断するものとする。

F.4.2 DCO は、追加検体の提出が必要である旨を競技者に通知するものとする。

F.4.3 追加検体の提出を待つ間、競技者は継続的な監視下に留まるものとし、適切な検体の生成が遅延するおそれがあるため、水分補給を行わないよう通知されるものとする。状況によっては、不適切な検体の提供後の過度の水分補給は世界規程第 2.5 項違反として追及される場合がある。

[F.4.3 の解説：分析のための適切な比重を満たす検体を提出することは、競技者の責任である。検体採取要員は、必要に応じ、競技者及びサポートスタッフに対し、競技者の最初の検体の提出前における過度の水分補給を阻止するため、この要件を通告時に通知するものとする。当該競技者の最初の検体が分析のための適切な比重を有しない場合、当該競技者は、分析のための適切な比重を満たした検体が提出されるまで、更に水分補給をしないよう通知されるものとする。]

F.4.4 競技者が追加検体を提出できるようになった際、DCOは「付属文書C－尿検体の採取」に定められるとおり、検体採取手続を再度行うものとする。

F.4.5 DCOは、分析のための適切な比重における要件を満たすまで、又はロジスティクス上の理由により検体採取セッションを継続することが不可能である例外的状況があるとDCOが決定するまで、追加検体の採取を継続するものとする。
当該例外的状況はDCOが適宜文書により記録するものとする。

[F.4.5の解説：検体採取機関及びDCOは、自己が付属文書Fの要件を遵守する適切な器具を有することを確保すべきである。DCOは、分析のための適切な比重を有する当該検体を採取するのに必要な限り待たなければならない。検査管轄機関は、検体採取セッションが継続不可能であるとする例外的状況があるか否かの判断において、DCOが従うべき手続を規定できる。]

F.4.6 DCOは、採取された検体が単独の競技者に属するものであること、及び提出された検体の順番を記録するものとする。

F.4.7 DCOは、その後、付属文書C.4.17項に従い、検体採取セッションを継続するものとする。

F.4.8 DCOは、採取されたすべての検体を、分析のための適切な比重における要件を満たすか否かにかかわらず、分析のために分析機関に送るものとする。

F.4.9 同じ検体採取セッション中に競技者から2つの検体が採取された場合には、分析機関は検体を2つとも分析するものとする。同じ検体採取セッション中に3つ以上の検体が採取された場合には、分析機関は、ドーピング・コントロール・フォームに記録されたとおり、最初に採取された検体及び連続して採取された検体のうち最も比重が高い検体を優先的に分析するものとする。分析機関は、他の検体を分析する必要性について、検査管轄機関と共同で決定することができる。

付属文書 G – 検体採取要員における要件

G.1 目的

検体採取要員に利益相反がなく、かつ、検体採取セッションの実施において十分な資格及び経験があることを確保すること。

G.2 適用範囲

検体採取要員についての要件は、検体採取要員として必要な能力の開発から身分証の給付まで及びぶ。

G.3 責任

検体採取機関は、本付属文書に定義されているすべての活動に対し責任を負う。

G.4 要件 – 資格及び訓練

G.4.1 検体採取機関は：

- a) DCO、シャペロン及びBCOの職責に必要な能力、適格性及び資格における要件を定めるものとし；
- b) すべての検体採取要員それぞれの責任を定める職務に関する職務概要書を作成するものとする。最低限として：
 - i) 検体採取要員は18歳未満の者ではないものとし；
 - ii) BCOは静脈から血液採取を行うために必要な、適切な資格及び実務技術を有しているものとする。

G.4.2 検体採取機関は、検体採取要員が、利益相反、秘密保持及び行為規範に関する合意書に署名することを確保するものとする。

G.4.3 検体採取要員は、自己が検体採取セッションの結果に利害関係を持つ検体採取セッションに選られないものとする。少なくとも、検体採取要員は、以下のいずれかの場合においては利害関係を持つとみなされる：

- a) 検査が実施されているレベルにおいて競技の参加又は管理に関わっていること；

- b) 当該検体採取セッションにおいて検体を提出する可能性がある競技者に、個人的な関係又は関連があること；
- c) 家族の構成員が、検査が実施されているレベル（例えば、管理、コーチング、トレーニング、審判、競合競技者、医療）において競技の日常的な活動に積極的に関わっていること；
- d) 検査の対象である競技者のいる競技について、事業に従事し、金銭的利益を有し、又は個人的な利益を有すること；
- e) 公式な責務を充足する上で行った自己の判断を理由として、第三者から直接的又は間接的に個人的及び／又は職責上の利得又は利益を取得し又は取得する可能性があること；並びに／又は
- f) 完全性をもって独立かつ目的のある方法で自己の責務を履行する能力を損なう私的又は個人的な利益を有するよう見られること。

G.4.4 検体採取機関は、検体採取要員が職務を遂行するために十分な訓練を受けていることを確保する体制を確立するものとする。

G.4.4.1 BCO のトレーニング・プログラムは、最低でも検査手続のすべての関連要件の学習及び医療の場における関連予防措置基準への習熟を含むものとする。

G.4.4.2 DCO のトレーニング・プログラムは、最低でも以下の事項を含むものとする：

- a) DCO の職責に関連する当該ドーピング・コントロール活動についての総合的な理論的トレーニング；
- b) 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」において、DCO の責務の要件として定められたすべての検体採取セッション活動に関する、望むらくは現場における観察；
- c) 認定 DCO 又はそれに類する者の監視の下で、現場において、1 つの完結した検体採取セッションを十分な形で実行すること。但し、かかる現場での観察には、実際の尿検体排出に関する要件は含まれないものとする。

G.4.4.3 シャペロンに対するトレーニング・プログラムは、検体採取セッションに関するすべての関連要件（不遵守や、18 歳未満の者及び／又は障がいを伴う競技者に関連する状況を含むが、これらに限られない。）を含むものとする。

G.4.4.4 検体採取要員とは異なる国籍の競技者から検体を採取する検体採取機関は（例えば、国際競技大会又は競技会外の場合に）、かかる検体採取要員が当該競技者に関する義務を遂行するにあたり、十分な訓練を受けていることを確保するべきである。

G.4.4.5 検体採取機関は、すべての検体採取要員の教育、トレーニング、技術、及び経験についての記録を保持するものとする。

G.5 要件－認定、再認定及び委任

G.5.1 検体採取機関は、検体採取要員に対する認定及び再認定制度を確立するものとする。

G.5.2 検体採取機関は、認定を与える前に、当該検体採取要員がトレーニング・プログラムを完了し、かつ、本「検査及びドーピング調査に関する国際基準」における要件に精通していること（G.4.4.4項が適用される場合には、検体採取要員とは異なる国籍の競技者から検体を採取することに関連する場合を含む。）を確保するものとする。

G.5.3 認定の有効期間は最長2年間とする。検体採取要員は、再認定される前に（理論的及び／又は実務的な）評価の対象となるものとし、再認定の前年の間に検体採取業務に参加していなかった場合、すべてのトレーニング・プログラムを繰り返し受講するものとする。

G.5.4 検体採取機関により承認された認定を持っている検体採取要員のみが、検体採取機関の代理として検体採取業務を実施する権限を検体採取機関により与えられるものとする。

G.5.5 検体採取機関は、認定期間中に検体採取要員の履行状況を監視する制度（認定を取り消すための基準を定義し、実施することを含む。）を整備するものとする。

G.5.6 DCO は、検体採取セッションに関わる業務を一人で実施することができ（但し、特に資格を持たない場合、血液採取業務については一人で実施することはできない。）、又は、検体採取機関により決定されたシャペロンの職務権限の範囲内における特定の業務を、シャペロンに実施するよう指示することができる。

付属文書 H – 競技大会検査

H.1 目的

アンチ・ドーピング機関が、競技大会の所轄組織との間で検査に関する合意が成立しなかった場合に、競技大会において検査を実行することの許可を求める要請をした際に、履践する手続があることを確保すること。当該要請を検討するにあたっての WADA の目的は以下のとおりである。

- a) 各々の検査プログラムの有効性を最適化するために、異なるアンチ・ドーピング機関の間の協力及び調整を奨励すること。
- b) 各アンチ・ドーピング機関の責任が適切に管理されていることを確保すること。
- c) 競技者にとって運営上の妨害や嫌がらせが生じることを避けること。

H.2 範囲

手続は、競技大会において検査を主導し又は指示することについて責任を負わないアンチ・ドーピング機関が、検査を行うための許可を求めて競技大会の所轄組織に連絡することに始まり、当該競技大会において検査を行う者が誰であるか WADA が決定を發布することにより終了する。

H.3 責任

競技大会において検査を行う許可を求めるアンチ・ドーピング機関及び競技大会の所轄組織の双方は、協力し、可能ならば競技大会において検査を調整すべきである。しかしこれが可能でない場合には、両方のアンチ・ドーピング機関は、概要が示された時間枠内に WADA に対し自己の理由付けを提出しなければならない。WADA は状況を検討し、本付属文書において定める手続に従い決定を發布する責任を負う。

H.4 要件

世界規程 5.3.2 項に従い競技大会における検査を主導し指揮する責任はないが、かかる競技大会における検査を実行することを希望するアンチ・ドーピング機関は、WADA に連絡する前に、競技大会の所轄組織に対して、理由を十分に記した書面において、許可を要請するものとする。

H.4.1 かかる要請は、遅くとも競技大会の開始の35日前までに（すなわち、当該競技の責任母体である国際競技連盟の規則で定義された競技会（時）の期間の開始35日前に）、当該所轄組織に送付されるものとする。

H.4.2 所轄組織が拒否するか又は要請受領後7日以内に応答しない場合、要請をしたアンチ・ドーピング機関は、（所轄組織に対して写しを送付しつつ）WADAに対して、十分な理由、状況の明確な説明、及び、所轄組織と当該アンチ・ドーピング機関との間のすべての関連する通信記録とともに、書面での要請を提出することができる。当該要請は、遅くとも競技大会開始の21日前までに、WADAによって受領されなければならない。

H.4.3 かかる要請を受領した場合、WADAは、所轄組織に対して、その要請についての見解及び拒否の根拠について、速やかに所轄組織に問い合わせを行う。所轄組織は、WADAからの問い合わせの受領から7日以内にWADAに対する回答を送付するものとする。

H.4.4 所轄組織からの回答をWADAが受領した場合、又は、7日以内に所轄組織から回答がなされなかった場合、WADAは更なる7日以内に、理由付の決定を行う。WADAは、かかる決定を行うにあたり、他の事項に加えて、以下の事項についても検討する：

- a) 競技大会のために計画された検査の数と種類を含む、競技大会の検査配分計画；
- b) 収集された検体が分析される禁止物質の項目；
- c) 当該競技に適用されるアンチ・ドーピング・プログラムの全容；
- d) 要請したアンチ・ドーピング機関が競技大会で検査を行うことを許可する場合に生じうる、ロジスティクスに関する論点；
- e) 要請したアンチ・ドーピング機関及び／又はかかる検査を拒否した所轄組織が提出したその他の根拠；並びに
- f) WADAが関連すると考えるその他の入手可能な一切の情報。

H.4.5 競技大会が主催される国において競技大会の所轄組織ではないアンチ・ドーピング機関が、競技大会において競技する予定を有する競技者によりドーピングの可能性に関するインテリジェンスを取得し又は受領した場合には、当該アンチ・ドーピング機関は可能な限り早く競技大会の所轄組織と当該インテリジェンスを共有するものとする。競技大会の所轄組織により検査が予定されておらず、アンチ・ドーピング機関自体が検査を行う立場にある場合には、競技大会の所轄組織は、競技大会前の35日間の期間内にアンチ・ドーピング機関によりインテリジェンス

が提供されるか否かにかかわらず、自己又はアンチ・ドーピング機関が検査を行うことが可能か否かを評価するものとする。競技大会の所轄組織がインテリジェンスを提供したアンチ・ドーピング機関を起用することができず、又は自己が検査を行うことができない旨判断し、又は競技大会でアンチ・ドーピング機関が検査を行うよう授権しなかった場合には、アンチ・ドーピング機関は直ちに WADA に通知するものとする。

H.4.6 要請したアンチ・ドーピング機関からの要請の場合であれ、WADA からの提案の場合であれ、WADA が、競技大会での検査を許可すべきであると決定する場合、WADA においては、その状況下で現実的ではない及び／又は適切ではないと判断しない限り、所轄組織に対して競技大会における検査を行う余地を残すことができる。

付属文書 I - 血液アスリート・バイオロジカル・パスポートの検体の採取、保存及び搬送

I.1 目的

アスリート・バイオロジカル・パスポート・プログラムの枠組みの範囲内で、個人の競技者の血液変移との関係で利用されることを予定して、かかる利用のために適切である方法で競技者の血液検体を採取すること。

I.2 要件

I.2.1 競技者のトレーニング、競技会への参加その他の類似の活動の後2時間以内に検体が採取されないようにするために、計画では、競技者の居場所情報を考慮するものとする。競技者が、自己が検査対象として抽出されたことについて通告される前の2時間以内にトレーニング又は競技をしていた場合には、DCO 又はその他の指名された検体採取要員は、当該2時間の時間が経過するまでの間、競技者に付き添うものとする。

I.2.2 トレーニング又は競技会から2時間以内に検体が採取された場合には、運動の性質、期間及び強度の情報は、APMU 及びエキスパートに知らされるようにするために、DCO によって記録されるものとする。

I.2.3 アスリート・バイオロジカル・パスポートの枠組みの中では1つの血液検体で足りるものの、全血における禁止物質及び禁止方法の分析（例えば、同種血輸血（HBT）及び／又は赤血球新生刺激物質（ESA）の検知）が事後に行われる可能性に備え、追加でB検体を採取することが推奨される。

I.2.4 競技会外検査について、インテリジェンスを活用した特定の検査戦略において別途正当化されない限り、ESAの分析検査を可能とするために、A及びB尿検体は血液検体と共に採取されなければならない。

[I.2.4の解説：WADAの検体採取ガイドラインは、これらのプロトコルを反映し、アスリート・バイオロジカル・パスポートの検査を「伝統的」検査活動に統合することに関する実務的な情報を含んでいる。特定の検査類型を組み合わせる場合（例えば、アスリート・バイオロジカル・パスポート、及び成長ホルモン（GH）、アスリート・バイオロジカル・パスポート＋同種血輸血等。）においてどの搬送のためのタイムラインが適切か、及びどの検体の類型が同時搬送に適しているかを明記した表が、検体採取ガイドラインに含まれている。]

I.2.5 検体は、当該検体が採取場所で遅滞なく分析される場合を除き、当該検体の採取から分析までの間、冷蔵されなければならない。保管手続は、DCOの責任である。

I.2.6 保管及び搬送器具は、保管の間、血液検体を低温の状態に維持できるものでなければならない。全血液検体はいかなる時においても凍結させられてはならない。DCOは、保管及び搬送器具を選択するに当たり、器具の保管時間、保管される検体の数、及び支配的な環境条件（高温又は低温）を考慮するものとする。保管器具とは、以下のいずれかである。

- a) 冷蔵庫；
- b) 断熱性の冷却ボックス；
- c) 定温バッグ；又は
- d) 上記において言及される性能を有する他の器具。

I.2.7 検体が採取場所で遅滞なく分析される場合を除き、検体の採取から分析までの間、温度を記録するために、温度記録装置が使用されるものとする。温度記録装置は、以下のことができるものとする。

- a) 少なくとも1分間に1回、摂氏で温度を記録すること；
- b) 標準時刻（GMT）で時刻を記録すること；
- c) 1回の測定ごとに1行のテキスト形式で「YYYY-MM-DD HH:MM T」に続いて、温度の経過を記録すること；及び
- d) 少なくとも6文字の固有のIDを有すること。

I.2.8 競技者が検体採取のために抽出されたことが当該競技者に通告された後、及び、検体採取手続における競技者の権利義務に関する DCO/BCO による説明の後、DCO/BCO は、競技者に対し、血液検体提出前に最低でも10分間、足を床につけて通常の腰掛けた体勢のままであることを要請するものとする。

[I.2.8の解説：競技者は、検体採取前の10分間は、いかなる時も立ち上がってはならない。競技者を待合室で10分間着席させた上で、その後競技者を血液採取室へ呼ぶことは、認められない。]

I.2.9 DCO/BCO は、アスリート・バイオロジカル・パスポート補足報告書、アスリート・バイオロジカル・パスポート固有のドーピング・コントロール・フォーム、その他競技者及び DCO/BCO により署名される関連書式に、以下の追加情報を収集し、記録するものとする。

- a) 競技者が、血液採取の前に床に足を置いて少なくとも 10 分間着席していたか。
- b) 少なくとも 3 日間連続した、自転車競技のステージレースなどの高強度の持久系競技会の直後に検体が採取されたか。
- c) 競技者が、血液採取の前 2 時間以内に、トレーニングセッションを行っていたか。
- d) 競技者が、過去 2 週間以内に、海拔 1,500 メートルを超える高地でトレーニングし、競技をし、又は、居住していたか。その場合又は疑義のある場合、競技者が滞在した場所の名前及び住所、並びに滞在期間を記録する。分かる場合には、推定高度も記入する。
- e) 競技者が過去 2 週間以内に、低酸素テント、マスクなどの高地トレーニングを利用したか。利用した場合には、器具の種類、使用方法（例えば、頻度、期間、強度など）に関してできる限り多くの情報を記録すること。
- f) 競技者が、過去 3 ヶ月以内に輸血を受けたか。過去 3 ヶ月以内に、事故、病気、又は、献血により、血液を喪失することがあったか。かかる場合には、推定失血量が記録されるべきである。
- g) 競技者が血液採取の直前の 2 時間に、サウナなどの人工的な熱環境を含む極端な環境条件に置かれていたか。かかる場合には、詳細が記録されるべきである。

1.2.10 DCO/BCO は、温度記録装置を起動させ、保管器具内に配置するものとする。検体採取前に温度を記録し始めることが重要である。

1.2.11 保管器具は、ドーピング・コントロール・ステーションに配置され、適切に固定されるものとする。

1.2.12 DCO/BCO は、付属文書 D.4.6. 項に従って、検体採取器具を選択するよう、競技者に指示する。採血管に予めラベルが貼られていない場合には、DCO/BCO は、採血する前に、採血管に固有の検体番号を付すものとし、競技者は検体番号が一致していることを確認するものとする。

I.3 検体採取手続

I.3.1 アスリート・バイオロジカル・パスポートを目的とする血液採取のための検体採取手続は、付属文書 D.4 項に定められた手続（10 分間（以上）の着席時間を含む。）に適合するのに加え、さらに以下の追加要素にも適合しなければならない。

- a) BCO が、採血管が適量の血液で満たされたことを確保すること；並びに、
- b) 採血管への血流が終了した後、BCO は、採血管を支持器から外した上で、少なくとも 3 回採血管を静かに手で反転させ、採血管中の血液をなじませること。

I.3.2 競技者及び DCO/BCO は、ドーピング・コントロール・フォーム及び、（該当する場合には）アスリート・バイオロジカル・パスポート補足報告書に署名する。

I.3.3 血液検体は、温度記録装置を含む保管器具の中で密閉され、保管される。

I.4 搬送条件

I.4.1 血液検体は、外部の気温の変化による経時劣化を防ぐため、時間が経過しても検体の完全性を維持するための器具に入れられて搬送されるものとする。

I.4.2 搬送手続は、DCO の責任である。搬送器具は、検体採取機関が承認した搬送方法を使用して安全な方法で搬送されるものとする。

I.4.3 血液安定性スコア（BSS）が 85 未満であり続ける限りは、アスリート・バイオロジカル・パスポートの血液モジュールで使用されるマーカーの完全性は保証される。なお、BSS は以下のように計算される。

BSS=3*T+CAT

CAT は、採取から分析までに要した時間（時間単位）であり、T は、検体採取から分析までの間、温度記録装置により計測された平均気温（摂氏）である。

I.4.4 血液安定性スコア（BSS）の枠組み内で、所与の平均気温である T について、分析機関又はアスリート・バイオロジカル・パスポートのための WADA 承認分析機関への最大搬送時間（採取から受領までに要した時間（CRT）と呼ばれる）を推定するために、DCO/BCO により、次の表を使用することができる。

T [°C]	CRT [h]
15	35
12	41
10	46
9	48
8	50
7	53
6	55
5	58
4	60

I.4.5 DCO/BCO は、分析機関又はアスリート・バイオロジカル・パスポートのための WADA 承認分析機関に、検体を可能な限り早く搬送するものとする。

I.4.6 検査管轄機関又は検体採取機関は、遅滞なく *ADAMS* に以下の各事項を報告するものとする。

- a) 第 4.9.1 項 b) に規定されるとおりの ドーピング・コントロール・フォーム；
- b) アスリート・バイオロジカル・パスポート補足報告書、及び／又は関連書式若しくは補足報告書で収集されたアスリート・バイオロジカル・パスポートに固有の追加情報；
- c) 検体管理の連鎖における、温度記録装置 ID（時間基準がないもの）及び標準時刻（GMT）における検査場所の時間帯。

WORLD ANTI-DOPING CODE
International Standard Testing and Investigations

世界アンチ・ドーピング規程
検査及びドーピング調査に関する国際基準

2021年1月1日発効 Ver. 2.0

2020年12月発行

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構



スポーツ振興くじ助成事業